

安曇野市教育委員会 4 月定例会次第

日 時；平成 27 年 4 月 23 日 (木) 午前 9 時 30 分

場 所；安曇野市役所新庁舎 3 階「共用会議室 301」

1 開 会

2 あいさつ

3 発議による非公開案件の決定について

4 協議議案

議案第 1 号	安曇野市教職員住宅管理規則の一部改正について (学校教育課)	P1-
議案第 2 号	安曇野市学校給食費会計事務処理規程の一部改正について (学校教育課)	P11-
議案第 3 号	安曇野市公民館活動推進功労者表彰要綱の制定について (生涯学習課)	P16-
議案第 4 号	安曇野市公民館長選考委員会設置要綱の一部改正について (生涯学習課)	P19-
議案第 5 号	安曇野市人権教育推進委員の委嘱について (生涯学習課)	P21-
議案第 6 号	安曇野市人権教育指導員の委嘱について (生涯学習課)	P24
議案第 7 号	安曇野市スポーツ推進委員の委嘱について (生涯学習課)	P25-
議案第 8 号	安曇野市文化財調査委員会委員の委嘱について (文化課)	P27
議案第 9 号	共催・後援依頼について (生涯学習課)	P28-
議案第 9 号の 2	共催・後援依頼について (文化課)	別冊
議案第 10 号	安曇野市立学校通学区の見直しについて (別冊資料: 答申書) (学校教育課)	P36-
議案第 11 号	教育委員会制度改革の対応について (学校教育課)	P39-

5 報告事項

- | | |
|--|--------|
| (1) 後援依頼の教育長専決分の報告について | P55 |
| (2) 学校教育課報告 | P60- |
| (3) 生涯学習課報告 (別冊: 安曇野市 公式スポーツ施設整備計画 (案)) | P62- |
| (4) 文化課報告 | P71- |
| (5) 図書館交流課報告 (別冊: 安曇野市新図書館基本計画 (報告書)) | P88- |
| (6) 平成 26 年度児童生徒の区域外通学者について [非公開] | P89- |
| (7) 教育長報告 (別冊) [非公開] | |
| (8) その他 | |
| ① 最近の新聞紙上における教育委員会関連記事の報告について
(追加 1P) | P91-96 |

② 今後の日程等について 次回 5月26日(火) 9時30分から
6月24日(水) 9時30分から

6 閉 会

議案第 1 号

教育委員会定例会資料
平成 27 年 4 月 23 日
教育部 学校教育課
課長：古幡 彰 担当：竹内 章
内線 763-168

タイトル	「安曇野市教職員住宅管理規則」の一部改正について
決定を要する事項の内容	1. 「安曇野市教職員住宅管理規則」の一部改正
要旨	1. 総務課主導による損害賠償規定の整備方針に基づくもの。 (損害賠償については、民法第 709 条以下に規定されており、規則でこれと別異の内容を定めることはできないと解されることから、規則中の損害賠償の規定を民法の確定規定として整備するもの。) 2. 規則中の誤記を改めるとともに、よりわかりやすい内容に改めるもの。
説明	1. 改正部分 第1条、別表、様式第 13 号 (1) 第 1 条 市の統一方針として、構築物を定義する場合の表記は、大きいものから順に小さいものへと表記すべきであるが、これに従っていないため改正するもの。 改正前 「その他の施設」…物置が該当 改正後 「その他の物件」…物置の他、給排水・電気設備、備品等を含む (2) 別表 ① 次の教職員住宅について、同じ住宅名称で複数の物件が表記されており、床面積や建築年度の情報で物件を判別しなければならないため、これを住宅名称により判別できるようにする。 教職員住宅：上原北、柏原、宮本、押野 ② 小倉教職員住宅の戸数の誤記を改正 1 戸→2 戸 (3) 様式第 13 号 表：よりわかりやすい表記とするもの。 裏：不要項目の削除、関連事項の集約等

安曇野市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

安曇野市教育委員会

委員長 唐 木 博 夫

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則

安曇野市教職員住宅管理規則（平成17年安曇野市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「施設」を「物件」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

住宅の名称	戸数	位置	1戸当たり延 面積 ㎡	1戸当たり貸 付料月額 円	建築年度
細萱教職員住宅15号 から18号まで	4	安曇野市豊科南穂 高3626番地2	80.97	33,600	平成4年度
宮南教職員住宅31号	1	安曇野市豊科5228 番地12	61.27	4,700	昭和52年度
東小教職員住宅35号 （校長住宅）	1	安曇野市豊科田沢 7040番地49	79.50	9,900	昭和57年度
田沢教職員住宅36号 から38号まで	3	安曇野市豊科田沢 7040番地49	69.60	6,700	昭和57年度
南中教職員住宅39号 （校長住宅）	1	安曇野市豊科3325 番地	84.46	11,700	昭和60年度
南中教職員住宅40号	1	安曇野市豊科3320 番地1	65.39	6,400	昭和60年度
踏入教職員住宅41号 から48号まで	8	安曇野市豊科南穂 高2736番地3	51.84	12,700	平成3年度
吉野教職員住宅49号 から52号まで	4	安曇野市豊科4005 番地18	80.97	33,600	平成5年度

上原北教職員住宅 A 棟	12	安曇野市穂高8106番地22	51.80	12,500	昭和62年度
上原北教職員住宅 B 棟	6	安曇野市穂高8106番地22	70.70	23,800	昭和62年度
上原北教職員住宅 B 棟101号、201号及び301号	3	安曇野市穂高8106番地22	74.77	25,000	昭和62年度
上原北教職員住宅（校長住宅）	1	安曇野市穂高8106番地22	77.43	13,000	昭和61年度
橋爪教職員住宅	6	安曇野市穂高有明4951番地1	39.60	10,400	平成9年度
橋爪教職員住宅（校長住宅）	2	安曇野市穂高有明4951番地1	68.04	19,800	平成9年度
柏原教職員住宅1号及び2号	2	安曇野市穂高柏原2472番地2	57.96	5,800	昭和57年度
柏原教職員住宅3号及び4号	2	安曇野市穂高柏原2472番地2	57.96	5,800	昭和58年度
旭町教職員住宅（校長住宅）	1	安曇野市穂高4422番地1	78.66	9,900	昭和56年度
柏矢町教職員住宅	1	安曇野市穂高柏原1545番地1	58.79	10,500	昭和59年度
柏矢町教職員住宅（校長住宅）	1	安曇野市穂高柏原1545番地1	78.66	9,900	昭和56年度
上原教職員住宅	1	安曇野市穂高8147番地14	59.62	6,000	昭和59年度
小倉教職員住宅	2	安曇野市三郷小倉2185番地2	90.50	24,900	平成3年度
下長尾教職員住宅	2	安曇野市三郷温2625番地9	61.50	7,900	昭和63年度
下長尾教職員住宅	2	安曇野市三郷温2625番地9	61.50	7,900	平成元年度
二木教職員住宅 A 棟	2	安曇野市三郷明盛4950番地1	86.50	23,800	平成4年度

二木教職員住宅B棟	2	安曇野市三郷明盛 4950番地1	63.00	11,700	平成4年度
二木教職員住宅C棟	2	安曇野市三郷明盛 4950番地1	63.00	11,700	平成4年度
二木教職員住宅D棟	2	安曇野市三郷明盛 4950番地1	63.00	11,700	平成5年度
二木教職員住宅E棟	2	安曇野市三郷明盛 4950番地1	63.00	11,700	平成6年度
堀金教職員住宅1号 及び8号	2	安曇野市堀金烏川 2374番地	68.52	17,700	平成2年度
堀金教職員住宅2号 から7号まで	6	安曇野市堀金烏川 2374番地	50.75	11,300	平成2年度
堀金教職員住宅9号	1	安曇野市堀金烏川 2374番地	39.74	4,500	昭和58年度
宮本教職員住宅A棟、 B棟及びC棟	3	安曇野市明科中川 手21番地8	59.62	7,700	昭和61年度
宮本教職員住宅D棟	1	安曇野市明科中川 手21番地8	39.74	4,900	昭和61年度
押野教職員住宅A棟 及びB棟	2	安曇野市明科七貴 4586番地2	80.33	33,600	平成12年度
押野教職員住宅C棟	8	安曇野市明科七貴 4586番地2	46.95	13,600	平成10年度

様式第 13 号を次のように改める。

様式第 13 号（第 20 条関係）

教 職 員 住 宅 退 去 届

年 月 日

（宛先） 安曇野市教育委員会

所属校名

職・氏名

教職員住宅を下記のとおり退去します。

記

住 宅 の 名 称	教職員住宅
住 宅 の 所 在	安曇野市
住 宅 退 去 年 月 日	年 月 日
退 去 の 理 由	
移 転 先 住 所 及 連 絡 先	〒 電話
退 去 前 検 査 立 会 い 希 望 日 時	月 日 時 分
備 考	

（注）

- 1 この届出については、少なくとも退去日より7日前までに、安曇野市教育委員会に提出してください。
- 2 退去前検査までに行っていただく住宅の修繕等は、裏面のとおりです。
- 3 都合により退去前検査の立会いができない場合は、代理人を指定し、住所、氏名及び電話番号を備考欄に記入してください。

退去前検査までに行っていただく入居者負担の修繕等は、次のとおりです。

1	畳の表替え	畳表の取替え
2	障子の貼り替え	
3	住宅内の清掃	ほこりの除去及び汚れのふき取り
4	庭及びベランダの清掃	
5	排水ますの清掃	トラップの清掃
6	不凍栓	閉栓する。
7	汚損又は破損箇所の修繕	使用者の責に帰すべきもの（ふすま・網戸の張替え等）
8	各種使用契約の解除手続	上下水道、電気、ガス、電話等

(注)

- 1 上記のほかに、次に入居する人に迷惑のかからないようにしてください。
- 2 修繕等何らかの理由により自分でできない場合には、教育委員会までご連絡ください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(損害賠償) 安曇野市教職員住宅管理規則 (平成17年10月1日教育委員会規則第12号)

改正後						改正前					
(趣旨)						(趣旨)					
第1条 この規則は、安曇野市立学校教職員を居住させる家屋及び家屋の部分並びにこれに付随する工作物その他の物件（以下「住宅」という。）の管理等に関し、必要な事柄を定めるものとする。						第1条 この規則は、安曇野市立学校教職員を居住させる家屋及び家屋の部分並びにこれに付随する工作物その他の施設（以下「住宅」という。）の管理等に関し、必要な事柄を定めるものとする。					
別表 (第10条関係)						別表 (第10条関係)					
住宅の名称	戸数	位置	1戸当たり延面積 ㎡	1戸当たり貸付料 月額 円	建築年度	住宅の名称	戸数	位置	1戸当たり延面積 ㎡	1戸当たり貸付料 月額 円	建築年度
(略)						(略)					
上原北教職員住宅 A棟	12	安曇野市穂高 8106番地22	51.80	12,500	昭和62年 度	上原北教職員住宅	12	安曇野市穂高 8106番地22	51.80	12,500	昭和62年 度
上原北教職員住宅 B棟	6	安曇野市穂高 8106番地22	70.70	23,800	昭和62年 度	上原北教職員住宅	6	安曇野市穂高 8106番地22	70.70	23,800	昭和62年 度
上原北教職員住宅 B棟101号、201号 及び301号	3	安曇野市穂高 8106番地22	74.77	25,000	昭和62年 度	上原北教職員住宅	3	安曇野市穂高 8106番地22	74.77	25,000	昭和62年 度
(略)						(略)					
柏原教職員住宅1 号及び2号	2	安曇野市穂高 柏原2472番地 2	57.96	5,800	昭和57年 度	柏原教職員住宅	2	安曇野市穂高 柏原2472番地 2	57.96	5,800	昭和57年 度
柏原教職員住宅3 号及び4号	2	安曇野市穂高 柏原2472番地 2	57.96	5,800	昭和58年 度	柏原教職員住宅	2	安曇野市穂高 柏原2472番地 2	57.96	5,800	昭和58年 度
(略)						(略)					
小倉教職員住宅	2	安曇野市三郷 小倉2185番地 2	90.50	24,900	平成3年 度	小倉教職員住宅	1	安曇野市三郷 小倉2185番地 2	90.50	24,900	平成3年 度
(略)						(略)					

改正後						改正前					
(略)											
宮本教職員住宅A棟、B棟及びC棟	3	安曇野市明科 中川手21番地 8	59.62	7,700	昭和61年 度	宮本教職員住宅	3	安曇野市明科 中川手21番地 8	59.62	7,700	昭和61年 度
宮本教職員住宅D棟	1	安曇野市明科 中川手21番地 8	39.74	4,900	昭和61年 度	宮本教職員住宅	1	安曇野市明科 中川手21番地 8	39.74	4,900	昭和61年 度
押野教職員住宅A棟及びB棟	2	安曇野市明科 七貴4586番地 2	80.33	33,600	平成12年 度	押野教職員住宅	2	安曇野市明科 七貴4586番地 2	80.33	33,600	平成12年 度
押野教職員住宅C棟	8	安曇野市明科 七貴4586番地 2	46.95	13,600	平成10年 度	押野教職員住宅	8	安曇野市明科 七貴4586番地 2	46.95	13,600	平成10年 度

改正後

改正前

様式第13号 (第20条関係)

様式第13号 (第20条関係)

【改正後】

年 月 日

教 職 員 住 宅 退 去 届

(宛先) 安曇野市教育委員会

所属校名

職・氏名

教職員住宅を下記のとおり退去します。

記

住 宅 の 名 称	教職員住宅
住 宅 の 所 在	安曇野市
退 去 の 年 月 日	年 月 日
退 去 の 理 由	
移 転 先 住 所 及 連 絡 先	〒 電話
退 去 前 検 査 会 議 日 時	月 日 時 分
備 考	

(注) 1 この届出については、少なくとも退去日より7日前までに、安曇野市教育委員会に提出してください。
2 退去前検査等には行っていただく住宅の修繕等は、裏面のとおりです。
3 都合により退去前検査の立会いができない場合は、代理人を指定し、住所、氏名及び電話番号を備考欄に記入してください。

年 月 日

教 職 員 住 宅 退 去 届

(宛先) 安曇野市教育委員会

所属校名

職・氏名

教職員住宅を下記のとおり退去します。

記

住 宅 の 名 称	教職員住宅
住 宅 の 所 在	安曇野市
退 去 の 年 月 日	年 月 日
退 去 の 理 由	
移 転 先 住 所 及 連 絡 先	〒 電話
退 去 前 検 査 会 議 日 時	月 日 時 分
備 考	

(注) 1 この届出については、少なくとも退去日より7日前までに、安曇野市教育委員会に提出してください。
2 明渡日までにやっていただく住宅の修繕は、裏面のとおりです。
3 都合により住宅検査立会いができない場合は、代理人を指定し、住所、氏名及び電話番号を備考欄に記入してください。

改正後

改正前

【改正後】

(要)

退去前検査までに行っていたり、次に入居する人に迷惑の修繕等は、次のとおりです。

1	畳の表替え	畳表の取替え
2	障子の貼替え	
3	住宅内の清掃	はこりの除去及び汚れのふき取り
4	庭及びベランダの清掃	
5	排水ますの清掃	トラップの清掃
6	不凍栓	閉栓する。
7	汚損又は破損箇所の修繕	使用者の責に帰すべきもの（ふすま・網戸の張替え等）
8	各種使用具等の掃除・清掃	上下水道、電気、ガス、電話等

(要)

退去日までにやっていただく入居者負担の修繕等は次のとおりです。

1	畳の表替え	畳表替えの取替え
2	ふすまの貼替え	汚損した場合
3	障子の貼替え	
4	ガスの点検	空れたり、ひびの入っているところ
5	壁の塗装	たばこ等で黄ばんだ場合、汚損した場合
6	ガス台及び流し台の清掃	
7	換気扇の清掃	換気扇のあるところ
8	浴室の清掃	
9	廊下の清掃	
10	庭又はベランダの清掃	
11	トイレの清掃	
12	トイレの排水取り	
13	排水水の排水取り	
14	排水ますの清掃	ごみ等を引き上げておく。
15	風呂釜	水を抜く。
16	ボイラー	設置されているところは水を抜く。
17	ガスの関係手続	業者へ連絡
18	水道の開栓手続	市の料金等徴収業務受託業者へ円満持参のこと。
19	不凍栓	必ず締めおく。
20	電気の手続	中部電力豊科営業所へ連絡
21	電話及び有線の手続	
22	その他修繕	不注意で破損又は汚損したものは修繕
23		

(注)

1 上記のほか、次に入居する人に迷惑の修繕等はない場合には、教育委員会までご連絡ください。

2 修繕等何らかの理由により自分でできない場合には、教育委員会までご連絡ください。

* 上記のほか、次に入居する人に迷惑の修繕等はない場合には、教育委員会までご連絡ください。

* 修繕等何らかの理由により自分でできない場合には、教育委員会までご連絡ください。

* 修繕等何らかの理由により自分でできない場合には、教育委員会までご連絡ください。

議案第 2 号

教育委員会定例会資料
平成 27 年 3 月 23 日
教育部 学校教育課
課長：古幡 彰 担当：斎藤 ゆう子
電話 77-5823

タイトル	安曇野市学校給食費会計事務処理規程の一部改正について
決定を要する事項の内容	安曇野市学校給食費会計事務処理規程の一部改正
要旨	第 5 条(別記様式)の一部改正
説明	学校給食費の口座振替事務を行うに当たり、各センターで使用している様式の統一を図る。

安曇野市教育委員会告示第 号

安曇野市学校給食費会計事務処理規程（平成18年教育委員会告示第20号）の一部を次のように改正する。

平成27年4月23日

安曇野市教育委員会

委員長 唐木 博夫

別記様式を次のように改める。

別記様式（第5条関係）

所 長	栄 養 士	事 務

給 食 届 出 書（開始・停止）

平成 年 月 日

（宛先）安曇野市学校給食センター所長
安曇野市立

園長又は学校長

㊞

【個人欠食分】

所 属	幼稚園・小学校・中学校 年 組	
ふりがな 児 童・生 徒 名	(男・女)	
生年月日	年 月 日 生	
住 所	電話 —	
ふりがな 保護者氏名・生年月日	(子との続柄)	年 月 日生
住 所（上記と異なる場合）		
給食（開始・停止）期間	月 日から 月 日まで	
理 由		

※職員・来校者の場合、生年月日・住所の記入は不要。

給食費 口座振替（ 開 始・停 止 ）

《センター記入欄》

給食費計算 : 給食(開始・停止)期間 年 月 日～ 年 月 日

日額 ￥ _____ × 実食数 _____ = ㊦ ￥ _____

転出による還付の場合

納入金額 ￥ _____ - ㊦ ￥ _____ = ￥ _____

*個人情報については口座登録以外の目的には一切使用しません。

教 頭	学校事務	起案者

所 長	栄 養 士	事 務

給 食 届 出 書 (開始・停止)

平成 年 月 日

(宛先) 安曇野市学校給食センター所長

安曇野市立

園長又は学校長

㊟

【行事欠食分】

学年・組	
給食（開始・停止）月日	月 日（ ） から 月 日（ ） まで
理 由	

給食担当者 記入欄

学年・組	従来人数	変更人数	給食人数	備 考
	名	名	名	
	名	名	名	
	名	名	名	
	名	名	名	
	名	名	名	

当日の総人数	変更人数	給食人数	備 考

教 頭	学校事務	起案者

附 則

この告示は、平成27年 月 日から施行する。

(様式 改正前)

所 長	係 長	栄養士	事務担当

給食届出書(開始・停止)

年 月 日

安曇野市学校給食センター所長 様

安曇野市立

園長又は学校長

㊤

所 属	幼稚園・小学校・中学校 年 組
ふ り が な 氏 名	(男・女)
生 年 月 日	年 月 日 生
住 所	安曇野市 (地区名) 電話 ー
ふ り が な 保 護 者 氏 名	(続柄)
住所(上記と異なる場合)	
給食の開始又は停止期間	月 日から 月 日まで
給食の開始又は停止理由	

給食担当者 記入欄

従来人数	変更人数	給食人数	給 食 日 数
			日分 (~)
備 考 (連絡事項)			

議案第 3 号

教育委員会定例会資料
平成 27 年 4 月 23 日
教育部 生涯学習課
課長：蓮井 昭夫 担当：藤森 智
内線 763-213

タイトル	安曇野市公民館活動推進功労者表彰要綱の制定について
決定を要する事項の内容	新設要綱の承認
要旨	平成 19 年 4 月 1 日に定めた「安曇野市公民館活動推進功労者表彰規定」を改め、要綱として広く周知するため「安曇野市公民館活動推進功労者表彰要綱」として制定する。
説明	別紙 安曇野市公民館活動推進功労者表彰要綱(案)のとおり

安曇野市教育委員会告示第 号

安曇野市公民館活動推進功労者表彰要綱を次のように定める。

平成 27 年 4 月 日

安曇野市教育委員会

委員長 唐 木 博 夫

安曇野市公民館活動推進功労者表彰要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、安曇野市公民館活動推進功労者を表彰することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第 2 条 表彰の対象は、公民館活動推進に功労があり、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 安曇野市公民館の委員で 8 年以上その職務に従事し退職した者
- (2) 安曇野市中央公民館長又は安曇野市中央公民館分館長の職にあり、通算して 6 年以上務め退職した者
- (3) 安曇野市地区公民館活動補助金交付規則（平成 27 年安曇野市規則第 23 号）第 2 条に基づく、安曇野市地区公民館の役員の職にあり、継続して 4 年以上務め退職した者
- (4) 合併以前から前号の職にあり、条件を満たし退職した者
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に公民館活動に関し優れた功績があつて表彰すると認められる個人又は団体

(表彰の決定)

第 3 条 表彰は、安曇野市公民館長会が決定する。

(表彰の推薦)

第 4 条 安曇野市中央公民館分館長は、表彰候補者について安曇野市公民館活動推進功労者表彰推薦書（別記様式）を作成し、安曇野市公民館長会の定める期日までに安曇野市公民館長会に提出するものとする。

(表彰の方法)

第 5 条 表彰は、表彰状及び記念品を贈呈することにより行う。

2 表彰は、安曇野市公民館大会において行う。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別記様式（第4条関係）

安曇野市公民館活動推進功労者表彰推薦書

年 月 日

（宛先） 安曇野市公民館長会

推薦者

居所又は住所

分館長名

印

安曇野市公民館活動推進功労者表彰要綱第4条の規定に基づき、下記の者を表彰候補者として推薦します。

記

氏 名（ふりがな）	生年月日			性 別	
	大・昭	年	月	日	男 ・ 女
現 住 所					
所属公民館		職 名			
推 薦 理 由					
公 民 館 関 係 経 歴					

議案第 4 号

教育委員会定例会資料
平成 27 年 4 月 23 日
教育部 生涯学習課
課長：蓮井 昭夫 担当：藤森 智
内線 763-213

タイトル	安曇野市公民館長選考委員会設置要綱の一部改正について
決定を要する事項の内容	要綱の一部改正承認
要旨	表記の追加、委員・任期の変更
説明	1 教育委員会、教育長の表記に「安曇野市」の追加 2 地域審議会の設置期間が平成27年3月31日で満了のため、委員であった「地域審議会長」を「地域区長会副会長」に変更。 3 選考後の任務がないので、委嘱又任命された日からの委員の任期を「2年」から「選考が終了した日」までに変更。

安曇野教育委員会告示第 号

安曇野市公民館長選考委員会設置要綱（平成21年安曇野市教育委員会告示第20号）の一部を次のように改正する。

平成27年4月 日

安曇野市教育委員会

教育委員長 唐 木 博 夫

第3条第2項中「うちから、」の次に「安曇野市」を加え、同項第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 地域区長会会長
- (2) 地域区長会副会長
- (3) 安曇野市教育委員会委員

第3条第3項を次のように改める。

- 3 委員の任期は、委嘱又は任命された日から選考が終了した日までとする。

第4条第1項中「置き、委員長は」の次に「安曇野市」を加える。

第6条中「庶務は、」の次に「安曇野市」を加える。

附 則

この告示は、平成27年 月 日から施行する。

新旧対照表

安曇野市公民館長選考委員会設置要綱（平成21年安曇野市教育委員会告示第20号）の一部改正

改正後	改正前
(組織) 第3条 (略) 2 委員は、次に掲げる者のうちから、<u>安曇野市教育委員会</u>が委嘱又は任命する。 (1) <u>地域区長</u>会長 (2) <u>地域区長</u>会副会長 (3) <u>安曇野市教育委員会</u>委員 (4)・(5) (略) 3 <u>委員の任期は、委嘱又は任命された日から選考が終了した日までとする。</u> (委員長及び副委員長) 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は<u>安曇野市教育長</u>を、副委員長は<u>教育部長</u>をもって充てる。 2・3 (略) (庶務) 第6条 委員会の庶務は、<u>安曇野市教育委員会</u>教育部生涯学習課において処理する。	(組織) 第3条 (略) 2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。 (1) <u>地域審議会</u>会長 (2) <u>地域区長</u>会会長 (3) 教育委員会委員 (4)・(5) (略) 3 <u>委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> (委員長及び副委員長) 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は教育長を、副委員長は教育部長をもって充てる。 2・3 (略) (庶務) 第6条 委員会の庶務は、教育委員会教育部生涯学習課において処理する。

議案第 5 号

教育委員会定例会資料
平成 27 年 4 月 23 日
教育部 生涯学習課
課長：蓮井 昭夫 担当：藤森 智
内線 763-213

タイトル	安曇野市人権教育推進委員の委嘱について
決定を要する事項の内容	選任委員の承認
要 旨	前任者の辞任に伴い、安曇野市人権教育推進委員会設置規則第 3 条及び第 4 条により、補欠委員を委嘱するもの。 任期：委嘱の日から平成 28 年 3 月 31 日まで。
説 明	安曇野市人権教育推進委員会設置規則 抜粋 (組織) 第 3 条 委員会は、各区及び団体等から推薦され、教育委員会が委嘱する委員をもって組織する。 (任期) 第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

安曇野市人権教育推進委員

任期：平成 28 年 3 月 31 日まで

(地区選出)

地区名	氏名	住所
上鳥羽	山田 雅通	安曇野市豊科 478-1
下鳥羽	細田 宏	安曇野市豊科 792
本村	平林 清彦	安曇野市豊科 1935
成相	木下 嘉文	安曇野市豊科 4681-26
踏入	小穴 衛	安曇野市豊科南穂高 1726
細萱	山田 清明	安曇野市豊科南穂高 4013
殿村	新井 基之	安曇野市豊科南穂高 4312-1
新屋	竹内 時彦	安曇野市豊科南穂高 504-13
重柳	白坂 孝	安曇野市豊科南穂高 6162-1
飯田	小西 茂	安曇野市豊科高家 6573

地区名	氏名	住所
下飯田	佐藤 邦武	安曇野市豊科高家 1368-1
熊倉	古澤 孝雄	安曇野市豊科高家 3553-3
アルプス	宮澤 益雄	安曇野市豊科高家 3760-57
徳治郎	内田 雅士	安曇野市豊科田沢 6224-2
小瀬幅	細川 袈裟義	安曇野市豊科田沢 4689
大口沢	市川 喜嗣	安曇野市豊科田沢 7961
桜坂	太田 成昭	安曇野市豊科光 2073-14
白金	矢口 伸一	安曇野市穂高 6751 番地 1
穂高町	沖 健吏	安曇野市穂高 5907 番地
大門	北山 憲一	安曇野市穂高 6070 番地 3
本郷	三枝 邦幸	安曇野市穂高 6927 番地 4
西原	山西 邦春	安曇野市穂高 8203 番地 10
田中	内川 芳郎	安曇野市穂高 8715 番地
上原	西里 曉子	安曇野市穂高 8127 番地 5
橋爪	本間 正昭	安曇野市穂高有明 9461 番地 3
耳塚	中島 悦夫	安曇野市穂高有明 20 番地 1
富田	三澤 政俊	安曇野市穂高有明 1825 番地 5
嵩下	三澤 健二郎	安曇野市穂高有明 2381 番地 2
新屋	望月 則明	安曇野市穂高有明 2138 番地 3
宮城	秋山 弘幸	安曇野市穂高有明 8899 番地 1
立足	松井 永弘	安曇野市穂高有明 5734 番地 10
塚原	篠原 重道	安曇野市穂高柏原 4261 番地 1
柏矢町	石川 健司	安曇野市穂高柏原 889 番地
青木花見	金森 猛	安曇野市穂高北穂高 2412 番地 11
北小倉	大倉 正隆	安曇野市三郷小倉 2104-2
南小倉	水上 洋	安曇野市三郷小倉 2358
東小倉	池田 孝一	安曇野市三郷小倉 6071-11
室町	平林 洋一	安曇野市三郷小倉 5367-1
野沢	安坂 俊一	安曇野市三郷温 693-5
上長尾	高橋 盛治	安曇野市三郷温 4661-2
下長尾	三澤 賢二	安曇野市三郷温 2149-1
楡	甕 里史	安曇野市三郷温 5014
七日市場	小原 隆男	安曇野市三郷明盛 12 - 3

地区名	氏名	住所
一日市場	西澤 幸徳	安曇野市三郷明盛 2001-1
二木	手塚 雄二	安曇野市三郷明盛 4568-11
及木	丸林 一孝	安曇野市三郷明盛 4073-4
中萱	宮崎 和夫	安曇野市三郷明盛 3355-5
岩原	山口 敏夫	安曇野市堀金烏川 1101-7
中堀	赤穂 茂和	安曇野市堀金烏川 3685-9
下堀	塚田喜久雄	安曇野市堀金烏川 4870
小田多井	丸山 啓吉	安曇野市堀金三田 450-2
田尻	酒井 功	安曇野市堀金三田 1145-15
田多井	板花 俊行	安曇野市堀金三田 2396
中条	丸山 勝雄	安曇野市明科光 800-6
北村	降幡 澄雄	安曇野市明科光 135
天神原	高橋 今朝登	安曇野市明科光 3610-61
宮本	望月 哲夫	安曇野市明科中川手 79-5
中耕地	山本 康仁	安曇野市明科中川手 1242-5
明科第二	草深 重門	安曇野市明科中川手 3786-3
明科第三	大堀 浩司	安曇野市明科中川手 3733
大足	瀧沢 文夫	安曇野市明科中川手 6465-1
潮南	望月 定	安曇野市明科東川手 715
潮北	堀内 正信	安曇野市明科東川手 765-1
潮沢	小林 公緒	安曇野市明科東川手 12212
上押野	請地 政広	安曇野市明科七貴 4491
塩川原	堀内 一善	安曇野市明科七貴 7281
原	吉田 政安	安曇野市明科七貴 7222-32
萩原	宮下 剛一	安曇野市明科七貴 9777
小泉	遠藤 新二	安曇野市明科南陸郷 3629

団体の区分	氏名	住所
学校人権教育推進協議会	佐藤 厚彦	豊科北中学校

議案第 6 号

教育委員会定例会資料
平成 27 年 4 月 23 日
教育部 生涯学習課
課長：蓮井 昭夫 担当：藤森 智
内線 763-213

タイトル	安曇野市人権教育指導員の委嘱について
決定を要する事項の内容	選任委員の承認
要 旨	前任者の辞任に伴い、安曇野市人権教育指導員設置規則第 4 条及び第 5 条により、補欠指導員を委嘱するもの。 任期 任期：委嘱の日から平成 28 年 3 月 31 日まで。
説 明	安曇野市人権教育指導員設置規則 抜粋 (任命) 第 4 条 指導員は、次のすべての条件を満たす者のうちから教育委員会が委嘱する。 (1) 健康で、かつ、活動的であること。 (2) 人権教育に関する正しい理解と認識を有すること。 (3) 住民から信頼される者であること。 (任期) 第 5 条 指導員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の指導員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 指導員は、再任することができる。 3 第 1 項の規定にかかわらず、指導員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その職を免ずることができる。 (1) 自己の都合により辞任を申し出た場合 (2) 指導員としてふさわしくない行動があった場合

安曇野市人権教育指導員

氏名	住所
唐木 博夫	安曇野市豊科 405-15
二木 健造	安曇野市豊科 2672-12
西村 紘文	安曇野市豊科 4748
中村 憲寿	安曇野市豊科田沢 7038-48
古川 富治男	安曇野市豊科田沢 4730-1
都築 良彦	安曇野市豊科光 2037-19
丸山 行宏	安曇野市堀金三田 432-1

議案第 7 号

教育委員会 4 月定例会
平成 27 年 4 月 23 日
教育部 生涯学習課
課長：蓮井 昭夫 担当：久保田 剛生
内線 763-222

タイトル	安曇野市スポーツ推進委員の委嘱について
決定を要する事項の内容	選任委員の承認
要旨	安曇野市スポーツ推進委員 1 名を委嘱（補充）する。 新委員 中山 一彦 任 期 平成 27 年 5 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日 *前任者の残任期間となる。
説明	安曇野市スポーツ推進委員であった丸山純一氏が、平成 27 年 4 月 10 日付け退職されたことにより、堀金地域スポーツ推進委員を 1 名補充する。

(資料) 安曇野市スポーツ推進委員名簿

*24 の任期：平成 27 年 5 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日、30 の任期：平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日

上記以外の委員の任期：平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日

	地域名	氏 名	新任再任別	経験年数
1	豊科	内 川 慶一郎	再任	37
2	豊科	丸 山 義 春	再任	29
3	豊科	望 月 健 保	再任	25
4	豊科	望 月 武 晴	再任	14
5	豊科	逢 澤 玲 子	再任	7
6	豊科	高 沢 英 子	再任	4
7	穂高	眞 嶋 善 昭	再任	26
8	穂高	林 文 彦	再任	22
9	穂高	水 口 朋 巳	再任	17
10	穂高	細 野 築 三	再任	12
11	穂高	二 見 里 香	再任	12
12	穂高	巢 山 敦 子	再任	3
13	三郷	松 田 久 雄	再任	18 年 8 ヶ月

	地域名	氏 名	新任再任別	経験年数
14	三郷	布 山 まゆみ	再任	13
15	三郷	古 屋 真 弓	再任	9
16	三郷	西 沢 武 雄	再任	5
17	三郷	久根下 直 敏	再任	3
18	三郷	高 橋 百 合	新任	1
19	堀金	臼 井 良 臣	再任	24
20	堀金	鹿 川 弥 生	再任	14
21	堀金	浅 野 昌 也	再任	7
22	堀金	下 川 充 弘	再任	5
23	堀金	加々美 真弓	新任	1
24	堀金	中 山 一 彦	新任	
25	明科	塩 原 昭 一	再任	22
26	明科	赤 羽 利 夫	再任	22
27	明科	遠 藤 正 美	再任	16
28	明科	三 好 剛	再任	9
29	明科	丸 山 繁	新任	1
30	明科	石 田 和 子	新任	

◎スポーツ基本法第32条に基づき教育委員会が委嘱する。

◎安曇野市スポーツ推進委員に関する規則に基づき任期は2年、委員の定数は30人以内。

◎経験年数は、平成27年3月31日現在。

議案第 8 号

定例教育委員会資料

平成 27 年 4 月 23 日

文化課

課長：那須野雅好

担当：山下泰永

内線：763-251

タイトル	安曇野市文化財調査委員会委員の委嘱について																																														
決定を要する事項の内容	選任委員の承認																																														
要旨	文化財調査委員会の任期が 4 月 30 日で満了となるため、平成 27 年 5 月 1 日から平成 29 年 4 月 30 日までの 2 年間の任期で新たに文化財調査委員会委員を委嘱する																																														
説明	安曇野市文化財保護条例第 13 条第 2 項の規定および安曇野市文化財調査委員会設置要綱に基づき安曇野市文化財調査委員会委員を、つぎの者に委員を委嘱したい。 任期：平成 27 年 5 月 1 日～平成 29 年 4 月 30 日 <table> <tr> <th>地域</th><th>委員氏名</th><th>住 所</th><th>備考</th></tr> <tr> <td>豊科</td><td>古川 幸男</td><td>安曇野市豊科</td><td>新規</td></tr> <tr> <td>豊科</td><td>西牧 尚人</td><td>安曇野市豊科</td><td>継続</td></tr> <tr> <td>穂高</td><td>伊藤 信一</td><td>安曇野市穂高</td><td>継続</td></tr> <tr> <td>穂高</td><td>高松 伸幸</td><td>安曇野市穂高有明</td><td>継続</td></tr> <tr> <td>三郷</td><td>中田 育成</td><td>安曇野市三郷小倉</td><td>継続</td></tr> <tr> <td>三郷</td><td>降旗 政人</td><td>安曇野市三郷温</td><td>継続</td></tr> <tr> <td>堀金</td><td>久津間 茂</td><td>安曇野市堀金烏川</td><td>継続</td></tr> <tr> <td>堀金</td><td>山口 裕</td><td>安曇野市堀金烏川</td><td>継続</td></tr> <tr> <td>明科</td><td>池上 勝三</td><td>安曇野市明科中川手</td><td>継続</td></tr> <tr> <td>明科</td><td>山越正義</td><td>安曇野市明科南陸郷</td><td>継続</td></tr> </table>			地域	委員氏名	住 所	備考	豊科	古川 幸男	安曇野市豊科	新規	豊科	西牧 尚人	安曇野市豊科	継続	穂高	伊藤 信一	安曇野市穂高	継続	穂高	高松 伸幸	安曇野市穂高有明	継続	三郷	中田 育成	安曇野市三郷小倉	継続	三郷	降旗 政人	安曇野市三郷温	継続	堀金	久津間 茂	安曇野市堀金烏川	継続	堀金	山口 裕	安曇野市堀金烏川	継続	明科	池上 勝三	安曇野市明科中川手	継続	明科	山越正義	安曇野市明科南陸郷	継続
地域	委員氏名	住 所	備考																																												
豊科	古川 幸男	安曇野市豊科	新規																																												
豊科	西牧 尚人	安曇野市豊科	継続																																												
穂高	伊藤 信一	安曇野市穂高	継続																																												
穂高	高松 伸幸	安曇野市穂高有明	継続																																												
三郷	中田 育成	安曇野市三郷小倉	継続																																												
三郷	降旗 政人	安曇野市三郷温	継続																																												
堀金	久津間 茂	安曇野市堀金烏川	継続																																												
堀金	山口 裕	安曇野市堀金烏川	継続																																												
明科	池上 勝三	安曇野市明科中川手	継続																																												
明科	山越正義	安曇野市明科南陸郷	継続																																												

教育部生涯学習課共催・後援台帳(平成27年度4月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	年度、回数	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H25	H24	H23	所管課意見
4	2016/02/23	社会教育課 生涯学習(子ども)		チームムラサキ！未来の逆襲地	株式会社子レド値 州	株式会社子レド値 二 盛	株式会社子レド値 後援 州	幅広い米場のため の広域展開のため	3月18日	平成27年 7月29日 ～8月30日	-	-		月	山形村 アイシ ティ21	共同で創造的なアート体験を 親子で楽しめるイベントであり、 親子でふれあう場を提供したい。	最新のテクノロジーを使い、子どもた ちが同じ空間で自由に体を動かして、 互いに影響を与えながら、共同で 創造的で創造的なアート体験を 親子で楽しめるイベントであり、 親子でふれあう場を提供したい。 入場料： (前売り)大人1,000円、子ども500円 (当日)大人1,200円、子ども600円	-	-	-	生涯学習課 第2項によ り可
4	2016/02/24	スポーツ 推進担当		スプリングカップ	豊科ミニバスケット 州	豊科ミニバスケット 豊田 晃一	豊科ミニバスケット 後援 ツ少年団)	小学生によるバス ケットボール大会の ため	4月末日	男子：平成 27年5月23 日(土)、 女子：平成 27年5月24 日(日)	-	-		月	豊科南社会体育 館	安曇野市においての、バスケット ボールの普及と、各チーム力、 個々のスキルアップを図るため。	試合方法：各チーム2試合予定	-	-	-	生涯学習課 第2項によ り可

議案第9号

教育委員会定例会資料

平成27年4月23日

教育部 生涯学習課

教育部文化課共催・後援台帳(平成27年度4月定例会 協議事項)

No.	受付日	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H24	H25	H26	所管課意見
5	平成27年 4月20日	講演会 講演会	三郷郷土研究会 会長 赤羽根 嘉矩	三郷郷土研 究会	後援	市民の生涯学習の一助になる内容であるので、後援をいただきたい。	平成27年 4月20日	平成27年 5月31日(日)	三郷公民館 講義室	会員や多くの市民が講師の話聞くことにより、知識を豊かにし、講師の話に共感し、よりよい生き方を考える生涯学習の機会とする。	演題:『三郷の歴史』に係って」 講師:松本市立博物館長 久保田 雅之氏	○	○	○	取扱基準第3条 第2項により可

議案第9号の2

教育委員会定例会資料
平成 27 年 4 月 23 日
教育部 文化課

議案第 10 号

教育委員会定例会資料
平成 27 年 4 月 23 日
教育部 学校教育課
課長：古 幡 彰 担当：藤 澤 一 渡
内線 763-171

(当日提出)

タイトル	安曇野市立学校通学区域の見直しについて
決定を要する事項の内容	安曇野市立学校通学区域審議会答申について
要旨	平成 26 年 12 月 2 日付で穂高東中学校及び穂高西中学校の通学区域の見直しを安曇野市立学校通学区域審議会へ諮問を行い。平成 27 年 4 月 21 日の審議会において答申がされた。
説 明	就学指定校変更をする児童生徒が多く見受けられる、穂高西中学校通学区の穂高区上原地区と穂高東中学校通学区の狐島区の通学区域の見直し案として、 【第 1 案】穂高区上原地区を穂高西中学校通学区域から穂高東中学校通学区域に変更し、狐島区を穂高東中学校通学区域から穂高西中学校通学区域に変更する。 【第 2 案】穂高区上原地区を穂高西中学校通学区域から穂高東中学校通学区域へ変更する。 【第 3 案】狐島区を穂高東中学校通学区域から穂高西中学校通学区域へ変更する。 【第 4 案】今後の人口推計予想としては、児童生徒数の減少が見込まれるため、現在の通学区域を変更せず推移を見守る。 この 4 案を安曇野市立学校通学区域審議会に諮問し、平成 27 年 4 月 21 日付で答申が出された。答申内容は、【第 2 案】によるものとする。 〈答申内容〉 穂高南小学校の通学区域で穂高上原地区のみが、穂高西中学校の通学区域となるため、多くの子どもたちが不安を感じ、就学指定校変更をしているため穂高東中学校の通学区域に変更する。 付帯意見として、穂高東中学校の通学区域である狐島区については、半数近くが穂高西中学校へ就学指定校を変更しているため、弾力的な就学指定校の変更を継続するよう配慮し、今後の就学指定校変更の状況によっては通学区域の見直しの検討について要望があった。

26 学教 A イ-21 第 7 号

平成 26 年 12 月 2 日

安曇野市立学校通学区域審議会会長 様

安曇野市教育委員会
委員長 唐木 博夫

諮 問 書

下記の事項について、安曇野市立学校通学区域審議会条例第 2 条の規定に基づき諮問いたします。

記

1 諮問事項

穂高東中学校及び穂高西中学校の通学区域の見直しを検討する。

2 諮問趣旨

現在の通学区域は安曇野市合併前に定められており、昨今の少子・高齢化による地区の人口状況、穂高区上原地区、狐島区では児童生徒が同じ小学校から同じ中学校へ入学出来ないことで、友人関係に不安を感じ就学指定校変更する児童生徒が多く見受けられます。

穂高西中学校の生徒数が増加し、穂高東中学校の生徒数が減少している現状を踏まえ、充実した学校教育の実現に向け、別添のとおり穂高地域の通学区域の見直し等について、貴審議会の意見を求めます。

別 添

第1案

穂高南小学校の通学区域では、ほとんどの児童が穂高東中学校へ入学する中、穂高区上原地区のみ穂高西中学校の通学区域となります。

穂高北小学校の通学区域では、ほとんどの児童が穂高西中学校へ入学する中、狐島区のみ穂高東中学校の通学区域となります。

中学校入学時に小学校からの友人と別れることで、子どもたちが不安を感じ、就学指定校変更をする穂高区上原地区と狐島区の通学区域を変更する。

穂高区上原地区の通学区域を穂高西中学校通学区域から穂高東中学校通学区域へ変更。

狐島区の通学区域を穂高東中学校通学区域から穂高西中学校通学区域へ変更。

第2案

穂高南小学校の通学区域内で穂高上原地区のみ、穂高西中学校の通学区域となるため、多くの子どもたちが不安を感じ、就学指定校変更をするため穂高東中学校の通学区域に変更する。

第3案

穂高北小学校の通学区域内で狐島区のみ穂高東中学校の通学区域となるため、多くの子どもたちが不安を感じ、就学指定校変更をするため穂高西中学校の通学区域に変更する。

ただし、南北に長い地域であり、中学校までの距離は穂高東中学校が近い地区がある。

第4案

今後の人口推計予想としては、児童生徒数の減少が見込まれるため、現在の通学区域を変更せず推移を見守る。

議案第 11 号

教育委員会定例会資料
平成 27 年 4 月 23 日
教育部 学校教育課
課長：古幡 彰
担当：大澤 明彦
内線 763-165

タイトル	教育委員会制度改革の対応について
決定を要する事項の内容	協議
要 旨	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の平成 26 年度改正における基本的な考え方として、 ① 従来の教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置 ② 地方公共団体の長による教育に関する総合的な施策の「大綱」の策定と総合教育会議の設置 ③ 教育委員会に対する文部科学大臣の指示の要件の明確化となっています。 制度改定に伴う安曇野市教育委員会として対応について、協議を進める。
説 明	制度改正に対する委員としての継続的に意見交換を行い、安曇野市教育委員会としての方向性を定める。

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成18年安曇野市訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中第10号を第13号とし、第9号を第12号とし、第8号を第11号とし、第7号を第8号とし、同号の次に次の2号を加える。

（9） 児童館の管理運営及び整備等に関すること。

（10） 児童クラブに関すること。

第2条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 総合教育会議の設置及び大綱の策定に関すること。

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令
市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成18年訓令第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(教育委員会) 第2条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第180条の2の規定による協議により、その権限に属する次に掲げる事務を教育委員会の事務局の職員に補助執行させるものとする。 (1)・(2) (略) (3) <u>総合教育会議の設置及び大綱の策定に関すること。</u> (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略) (9) <u>児童館の管理運営及び整備等に関すること。</u> (10) <u>児童クラブに関すること。</u> (11) (略) (12) (略) (13) (略)	(教育委員会) 第2条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第180条の2の規定による協議により、その権限に属する次に掲げる事務を教育委員会の事務局の職員に補助執行させるものとする。 (1)・(2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略) (9) (略) (10) (略)

4/15

市(19)	北	長野市	○															
	中	松本市	○															
	東	上田市	○															
	南	岡谷市																
	南	飯田市																
	南	諏訪市																
	北	須坂市																
	東	小諸市																
	南	伊那市																
	南	駒ヶ根市																
	北	中野市																
	中	大町市																
	北	飯山市	○															
	南	茅野市																
	中	塩尻市																
	東	佐久市																
	北	千曲市																
	東	東御市																
	中	安曇野市																
東信	南佐久(6)	佐久穂町																
		小海町																
		南牧村																
		川上村																
		南相木村																
		北相木村																
	北佐久(3)	軽井沢町																
		御代田町																
		立科町																
		上小																
南信	諏訪(3)	長和町																
		青木村	○															
		下諏訪町																
	上伊那(6)	富士見町	○															
		原村																
		辰野町																
	箕輪(6)	箕輪町																
		飯島町																
		南箕輪村																
		中川村																
	宮田(2)	宮田村																

4/15

南信	下伊那(13)	松川町																
		高森町																
		阿南町																
		阿智村																
		平谷村	○															
		根羽村																
		下條村	○															
		売木村	○															
		天龍村																
		泰阜村	○															
		喬木村																
		豊丘村	○															
		大鹿村																
中信	木曾(6)	木曾町																
		上松町																
		南木曾町																
		木祖村																
		王滝村																
		大桑村	○															
中信	東筑摩(5)	麻績村																
		生坂村																
		山形村																
		朝日村																
		筑北村																
	北安曇(4)	池田町																
		松川村																
		白馬村																
		小谷村	○															
		更埴																
北信	上高井(3)	坂城町																
		小布施町	○															
		高山村																
	下高井(3)	山ノ内町																
		野沢温泉村	○															
		木島平村																
	上水内(3)	信濃町	○															
		飯綱町																
		小川村																
	下水内	栄村																

[合計]

4/15現在

市(19)	4
町村(23)+村(35)	12
総合計(77)	16

地教行法改正への対応に関する市町村アンケート（第1回）結果

平成27年2月
長野県教育委員会事務局 教育総務課・教育事務所 調査

I 総合教育会議

【設置時期】

	市	町村	組合
①平成27年4月	13	22	1
②平成27年度中	5	29	4
③未定	1	7	1
④その他	0	0	1
計	19	58	7

【設置根拠】

	市	町村	組合
①規則	1	4	0
②要綱	4	22	2
③検討中	9	27	3
④その他	5	5	2
計	19	58	7

【事務局担当部署】

	市	町村	組合
①首長の部署	9	18	2
②教育委員会	8	23	3
③その他	2	17	2
計	19	58	7

II 大綱等

【策定期期】

	市	町村	組合
①平成27年4月	4	10	1
②平成27年度中	14	36	3
③未定	1	12	3
④その他	0	0	0
計	19	58	7

【策定の形式】

	市	町村	組合
①新たに策定	3	5	1
②現行教育振興基本計画を位置付け	6	2	1
③現行教育振興基本計画に新事項を付加	0	3	0
④現行総合計画の関連部分を位置付け	2	9	0
⑤現行総合計画の関連部分に新事項を付加	0	8	0
⑥検討中	7	24	4
⑦その他	1	7	1
計	19	58	7

【教育振興基本計画の策定】

	市	町村	組合
①策定している	8	6	1
②策定中	2	6	1
③今後策定	5	21	2
④策定予定なし	4	25	3
計	19	58	7

III 教育長の選任

【現教育長の任期】

	市	町村	組合
①平成27年3月31日	0	2	0
平成27年度中	3	7	0
平成28年度中	8	20	0
平成29年度中	5	15	6
平成30年度中	3	9	1
②その他	0	5	0
計	19	58	7

IV 条例・規則の整備

【新教育長設置に伴う条例・規則の制定（改正）時期】

	市	町村	組合
①平成26年度中	17	52	5
②新教育長の選任時期にあわせる	1	3	1
③未定	0	0	0
④その他	1	3	1
計	19	58	7

教育委員会制度、こう変わる

これまでの
教育委員会の
課題

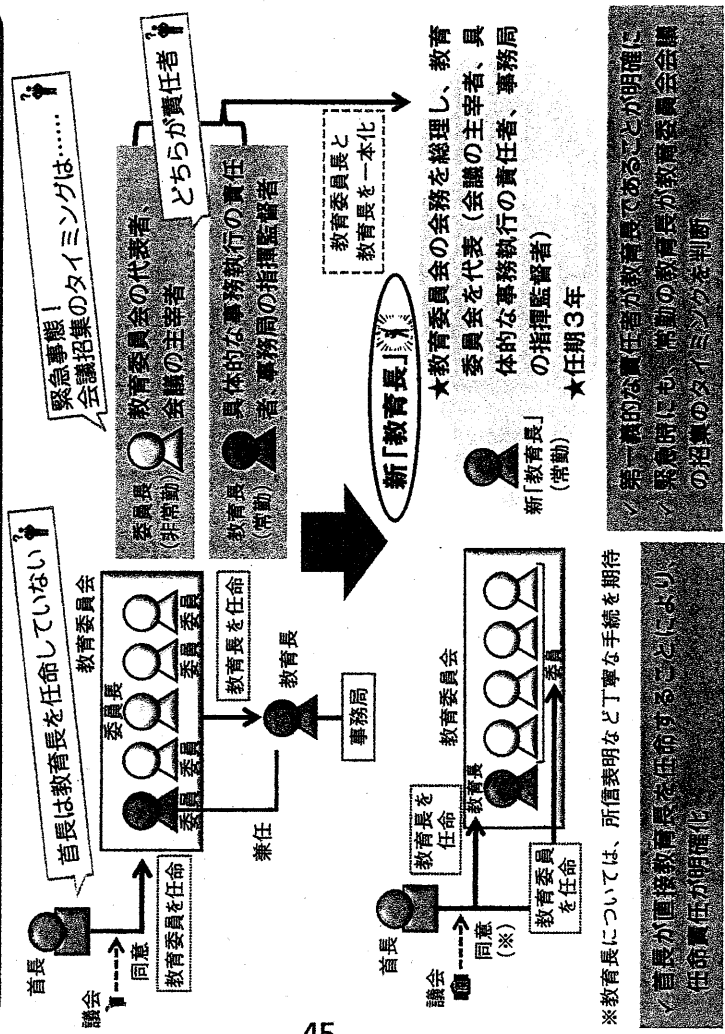
- 教育委員長と教育長のどちらが責任者がわかりにくい
- 教育委員会の審議が形骸化している
- いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない
- 地域住民の民意が十分に反映されていない
- 地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある

教育委員会の
改革

- 教育行政における責任体制の明確化
- 教育委員会の審議の活性化
- 迅速な危機管理体制の構築
- 地域の民意を代表する首長との連携の強化
- いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化

- 政治的中立性の確保
- ◆ 教育委員会は、引き続き、執行機関
 - ◆ 総合教育会議で、首長と協議・調整は行いが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されている。

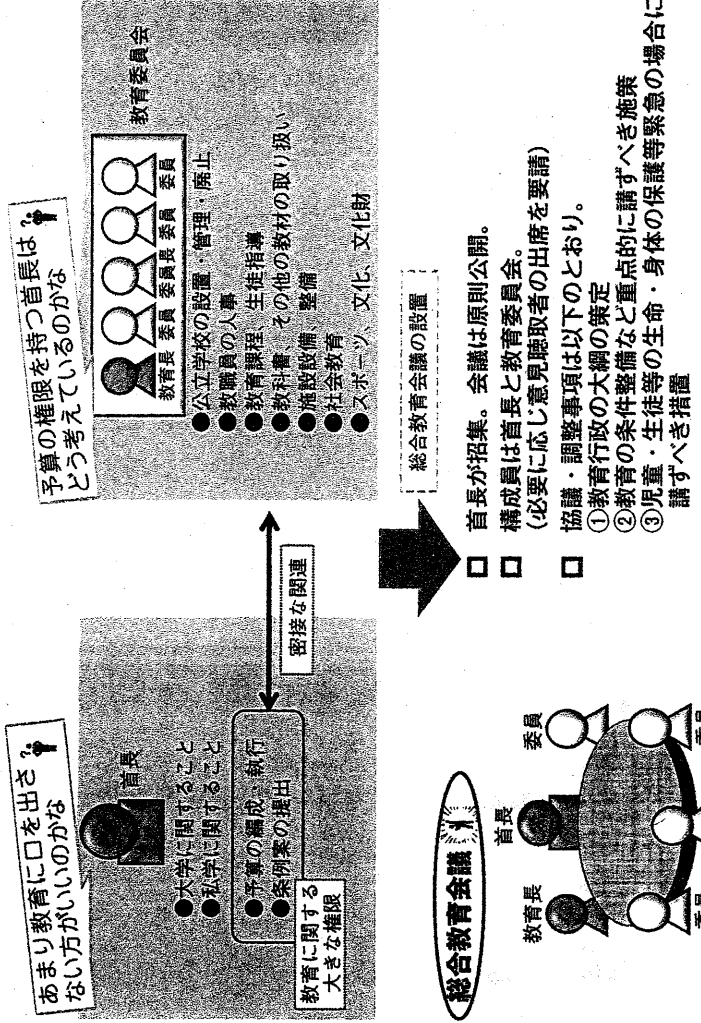
POINT① 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置



POINT② 教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

- 新「教育長」の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現。
- 教育委員によるチェック機能の強化のため、
 - ・教育委員の定数1/3以上からの会議の招集の請求
 - ・教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務について規定。
- 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表すること。
- ✓ 教育委員会の審議の活性化

POINT③ すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置



POINT④ 教育に関する「大綱」を首長が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参照して定める。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。
- 首長及び教育委員会は、策定した大綱の下に、それぞれの所管する事務を執行。
- ✓ 地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化

Q1 来年4月1日に、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」が任命されるのですか？

施行日の平成27年4月1日において在任中の教育長については、その教育委員としての任期が満了するまで、又は自ら退任するまで現行制度の教育長として在職するものとし、徐々に新制度に移行していくこととされています。その間は、従来どおり、教育長と非常勤の委員長が併存することとなります。

旧委員長（非常勤）については、旧教育長の任期が満了した時点、又は退任した時点で、委員長としては失職しますが、委員としての任期が残っている間は、引き続き委員として在職することになります。

Q2 常勤の教育長が教育委員会議員の主宰者となりますが、レイマンコントロールの考え方は変わらぬのですか？

今回の改正において、教育行政の責任者としての教育長のリーダーシップは高まりますが、教育長以外は、非常勤の委員で構成する委員会の多数決で意思決定を行う仕組みは従来どおりです。また、教育委員の職業等に偏りが生じないように配慮するとの規定を改正後も維持しており、教育の専門家ではない一般の住民の意向を教育行政に反映していく、いわゆる「レイマンコントロール」の考え方は変わっていません。

このため、教育委員の資質・能力の向上は重要であり、人選の工夫や研修の充実等が期待されるところです。

Q3 新制度では、いじめによる自殺事案等にとのように対応することになるのですか？

いじめ事件などが生じた場合には、まず、常勤の教育長が第一義的な責任者として迅速に対応することとなります。また、教育長の判断により、教育委員への迅速な情報提供や教育委員会会議の招集が可能になります。さらに、首長の判断により、緊急に総教育会議を開いて、講ずべき措置について教育委員会と協議・調整を行うことも可能です。

Q4 総教育会議によって、首長が教育行政の方針を定めることになるのですか？

総教育会議は、首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行う場であり、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることで期待されています。

なお、会議において調整がついた事項については、それぞれその結果を尊重して事務を執行することとなります。

Q5 総教育会議では、教育委員会の所掌する事務のうち、予算や条例提案など首長の権限に関わる事項についての協議するのですか？

総教育会議では、予算や条例提案等に加え、保育や福祉等の首長の権限に関わる事項等について、協議し調整を行うほか、教育委員会のみの権限に属する事項についても協議（＝自由な意見交換）を行うことが想定されています。なお、教科書の採択や個別の教職員の人事については、特に政治的中立性の要請が高い事項であり、総教育会議の協議題として取り上げるべきではありません。

Q6 大綱は、毎年決定するのですか？地方の教育振興基本計画や、自治体の総合計画で、教育行政の方針が示されている場合にも、別途、大綱を策定する必要はありますか？

大綱が対象となる期間については、法律上に規定はありませんが、首長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4～5年程度のものとして定めることを想定しています。

また、地方公共団体の間で、教育振興基本計画を定める場合には、その中の施策の目標や施策の根本となる方針の部分が「大綱」に該当すると位置づけることができるとあり、首長が総教育会議において、教育委員会と協議し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はありません。

Q7 大綱は、予算や条例提案などの首長の権限に関わる事項についても記載されるのですか？

大綱は、予算や条例提案等の首長の権限に関わる事項について定めることが中心となると想定していますが、例えば、首長の権限に関わらない事項である教科書採択の方針、教職員の人事異動の基準等についても、教育委員会が適切と判断して、首長が大綱に記載することも考えられます。

なお、大綱は、首長が定めるものとされており、首長と教育委員会で調整がついた事項について尊重義務が生じます。

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育委員会係

文部科学省ホームページに、本法律に関する詳細の情報が掲載されています。ぜひご覧下さい。

法律詳細： http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/houan/kakutei/detail/1348975.htm

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

(概要)

平成27年
4月1日
施行

教育の政治的中立性・継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る。

POINT① 教育長

教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置

POINT③ 総教育会議

すべての地方公共団体に「総教育会議」を設置

POINT② 教育委員会

教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

POINT④ 大綱

教育に関する「大綱」を首長が策定

文部科学省



Ⅱ 教育への取り組みと財政

1 教育方針「安曇野市の教育」

「安曇野市の教育（教育基本計画）」（以下本計画）は、教育指針に従い、各領域の到達目標を「教育目標」として定め、それぞれの教育目標達成のために行う具体的行為を「行動計画」として掲げました。

本計画の実施期間は、施行から平成 28 年 3 月 31 日までとし、以後は教育目標の達成度および社会情勢の変化等を考慮し、見直すものとします。

教育指針

「北アルプスの裾野に広がる安曇野の豊かな自然と向き合い、幼児期から生涯にわたり、先人が培ってきた歴史と文化を学ぶとともに誇りを持ち、明日を切り拓くたくましい力と思いやりをもった、心豊かな国際的な市民を目指します。」

<教育指針の解説>

安曇野市の最大の特長は、北アルプスと筑摩山地に囲まれた安曇野の広大な田園と、その中で生活する人々が、縄文時代からの長い歴史の中で培われた伝統文化と優れた芸術を生み出した地方都市であることです。

安曇野市の教育においては、幼児期から高齢期まであらゆる年代において、安曇野の最大の特長を理解し、誇りをもつことができる市民に育つことを大目標に、生涯にわたり積極的な教育活動を展開します。

「豊かな自然」とは、北アルプスの裾野に広がる里山と、それに続く人々が生活している田園やわさび畑を指します。また、「向き合う」とは、このことを理解し大切に考え行動することを意味します。

「先人」とは、有史以来安曇野で生活したあらゆる人々を指し、「歴史」とは安曇野の古代より現代までの郷土に残る史実や言い伝え（伝説）をいい、「文化」とは安曇野の祭などの伝統芸能、道祖神や神社仏閣などの史跡、芸術文化を収めた美術館、博物館、記念館など、安曇野にある有形無形の遺産を指します。

「学ぶとともに誇りをもつ」とは、さまざまな学習活動の中で安曇野を知り、そこで育ち生活することに誇りをもつことを言います。また、「明日を切り拓く」とは、安曇野で教育を受けた市民の活動が、安曇野市の将来の繁栄と市民一人ひとりの明るい未来を創ることを意味し、「たくましい力と思いやり」とは、健全な精神をもちお互いを理解できる市民の高い資質を意味します。

さらに、「心ゆたかな国際的な市民」とは、日常生活や仕事の場面において、文化の異なる海外の人々とも交流ができる教養を備えた、幅広い人間性をもつ人を意味します。

「安曇野市の教育」は、全ての市民がこれらの目標に向かっていつでも進むことができる教育環境をつくり、推進します。

1 学校教育

○ 心豊かでたくましく生きる力を育む学校教育 ～高い志を持って努力する子どもたちに～
教育目標

安曇野市では、子どもたちの育成環境の充実に向け、学校と家庭さらに地域の人々と連携を図り、地域の人々をいつでも温かくお迎えできる、開かれた特色ある学校づくりを目指します。学校教育を支援するため、地域と一体となって連携体制の構築を図り、多様な形態の教員支援を行いながら、教員が子どもと向き合う時間の充実に図ります。さらに、子ども達に大人との関わりを通じ、学習指導要領の理念である「生きる力」を育むために以下の施策を展開します。

◇基礎・基本を確実に身につけ、どのように社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成する。

◇自らを律しつつ、他人と協調し、人への思いやりと感動する心をもった豊かな人間性を育成する。

◇たくましく生きるための健康や体力を増進する。

◇学習指導要領の理念実現のために必要で十分な授業時間数を確保する。

行動計画

〔小中学校共通の行動計画〕

(1) 基礎学力向上のための指導の充実

- ①少人数学級や小集団学習の推進
- ②情報機器を活用した教育の推進

(2) 学ぶ姿勢・態度を育成するための指導の充実

- ①総合的な学習の時間の充実
- ②全領域の学習における学ぶ態度の育成
- ③地域の人たちがもつ優れた技能・知識と学校教育の連携強化
- ④キャリア教育の推進

(3) 特色ある学校づくりの推進

- ①地域に開かれた学校づくりの推進
- ②児童生徒が、高い志を持ち、共に学び合う学校づくりの推進

(4) 英語教育の実践と強化

- ①ALTを活用した英語教育の強化と実践
- ②海外の生活習慣・文化を知る国際理解教育の推進

(5) 児童・生徒の就学支援活動の推進

- ①学校支援地域本部事業の展開による学習支援、子ども安全対策等学校支援プログラムへの支援活動の推進
- ②特別支援教育の充実
- ③障がいをもつ生徒・児童の就学支援活動の推進
- ④中間教室の活用と充実
- ⑤教育相談の活用と充実
- ⑥適応指導による適切な就学への支援

- ⑦いじめ・不登校への支援
- ⑧学校教育指導員・心の相談員の配置
- ⑨就学相談委員会の充実
- (6) 食育の推進による児童・生徒の育成
 - ①地産地消の推進
 - ②食文化の伝統伝承
 - ③食農教育の推進などによる食を考える教育の推進
- (7) 学校、家庭、地域との連携による教育体制の充実
 - ①地域教育協議会による学校評価や学校自己評価の活用
 - ②家庭学習の手引きの活用と自ら学ぶ態度の形成
- (8) 子どもの安全確保策の充実
 - ①子どもを守る安心の家、子ども安全パトロール隊の充実
 - ②青パト巡回による安全の確保体験活動の推進
 - ③地域子どもの安全を守る関係団体連絡会の推進
- (9) 防災活動拠点としての学校のあり方の検討
 - ①防災教育の推進
 - ②状況に応じた避難訓練の実施
 - ③学校備蓄品の確保

〔小学校教育の行動計画〕

- (1) 児童の育成
 - ①学校内外の生活体験に基づき、人と人との相互関係を正しく理解し協同できる、自主・自律の精神を養うこと
 - ②郷土の伝統・文化に進んで係わり、正しく理解すること
 - ③進んで国際協調の精神を養うこと
 - ④生活を営む上で必要な衣、食、住について理解し、基礎的な技能を養うこと
 - ⑤国語を、正しく理解し使用する能力を養うこと
 - ⑥数と量との関係を、正しく理解し処理する能力を養うこと
 - ⑦自然現象を観察し、科学的に処理する能力を養うこと
 - ⑧健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的発達を図ること
 - ⑨日常生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸について理解し、基礎的な技能を養うこと

〔中学校教育の行動計画〕

- (1) 生徒の育成
 - ①小学校における教育目標を発展させ、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと
 - ②社会に必要な職業について、基礎的な知識と技能、勤労を重んずる精神および個性に応じて将来の進路を選択できる能力を養うこと
 - ③学校内外における社会的活動に関わり、その活動を正しく導き、公正な判断力を養うこと
- (2) 市内高校との連携・支援
 - ①生徒数の減少や都市集中化で定数割れの心配があるため、中学高校間の交流や職員間の連携による理解と協力の関係を構築する。

②地元高校への地域交流を通して、高等学校への関心を深める。

2 家庭教育

- 深く豊かな人間性の基礎と社会性を育む家庭教育
 - 愛情としつけを通して幼児の成長のもっとも基礎となる心の基盤を形成する家庭教育
- 教育目標**

次世代、郷土安曇野を担う人づくりと人間性豊かな、社会性のある子どもを育てる

行動計画

- (1) 家庭教育を充実するために保護者への支援
 - ①子育て関係者・子育てのための学習機会の提供
 - ②子育てに関する情報提供

3 幼児教育

- 社会・文化・自然などに触れ、幼児期なりの世界の豊かさに出会う幼児教育

教育目標

ふるさと安曇野の良さを知り、未来に夢をひろげ、思いやりのあるたくましく生きる子どもを育てる

行動計画

- (1) 幼児の育成
 - ①主体性・創造性を持った子ども
 - ②体・心・知恵のバランスがとれている子ども
 - ③群れて元気に遊ぶ子ども
 - ④思いやりのある子ども
 - ⑤安曇野の文化・自然の中に自ら浸りこんでいける子ども
- (2) 一貫性のある幼児の教育体制を構築
 - ①幼保連携
 - ②幼児教育の必要性の発信
 - ③子育て相談・支援
- (3) 教育関連施設の充実

4 生涯学習

- 共に学びあいながら生きがいを深める社会教育（生涯学習）

教育目標

だれでも、いつでも気軽に学べるまちづくりと「学び」の成果が活かされるまちづくり

行動計画

- (1) 放課後子ども教室など公的施設を活用しての子どもどうしや異年齢間交流の実践
- (2) 自然体験を通じた、「生きる力」を育む学習環境づくり
- (3) 市民大学講座を中心とした、教養に関する多種多様な学習機会の創出
- (4) 安曇野検定及び安曇野検定準備講座開催による安曇野市を学ぶ機会の充実
- (5) 公民館活動における地域内の交流や、地域間交流の機会の充実
 - ①公民館における環境学習の推進

- ②健康維持・増進のための、公民館健康づくり教室等の開催
- ③各区、各地区公民館を中心とした防災学習会の推進
- ④多様化する学習ニーズに対応した事業展開を図るための公民館職員の研修の充実
- ⑤地区公民館活動活性化による市民協働意識の高揚
- ⑥公民館活動における伝統芸能・技能の掘り起こしと伝承者の発掘
- (6) 各種スポーツ教室、サークル活動等高齢者の生きがいづくりと健康増進のための学習機会の充実
- (7) 人権教育推進指導員、推進委員を中心とした各地区人権学習の推進と、企業人権教育推進協議会による企業内人権学習の推進
- (8) 男女共同参画に関する意識の高揚促進
- (9) 地域の芸術文化協会の育成及び芸術文化愛好者の組織化と合同事業の展開
- (10) 国際交流を行う各種団体との連携強化と、国際理解を深めるための講座展開
- (11) 情報化に対応したパソコン教室等の開催と、パソコン、携帯電話等情報機器利用におけるルールとマナー、安全な利用方法の学習の推進
- (12) 広報誌、公民館報、インターネットを活用した学習情報の提供促進
- (13) 行政部局、NPO 等で行われている生涯学習情報のネットワーク化促進
- (14) ボランティア活動、リーダーバンク制度の活用による学びの成果が活かされる場の充実
- (15) 放課後子ども教室や放課後児童クラブ、地区の子ども会などにおいて、地域の大人が社会性を伝える取り組み

5 スポーツ振興

○ あらゆる人々が心身の健康を保ち豊かな人生を送ることができる生涯スポーツの振興

教育目標

スポーツ活動を通じ、市民の健康維持と増進、つながりを深めることにより、健康的で明るく元気な社会を構築する

行動計画

- (1) 生涯スポーツの推進
 - ①子どもスポーツ活動の推進
 - ②いつでも、だれでもが気軽に参加できるスポーツ教室、スポーツイベントを開催し、健康・体力づくりの推進を図る。
 - ③スポーツに親しむための情報サービスの向上
- (2) スポーツ施設の整備と有効活用
 - ①公共スポーツ施設の整備・充実
 - ②自然を生かしたスポーツ環境づくり
- (3) 競技スポーツの振興と指導者の育成
 - ①選手の育成・支援
 - ②高い技術に触れる機会の充実や指導者の育成と指導体制の活性化
- (4) 高齢者・障がい者スポーツの推進
 - ①高齢者・障がい者スポーツ活動の支援
- (5) スポーツを通じたコミュニティづくり

- ①総合型地域スポーツクラブの育成支援
- ②スポーツを通じた交流の充実やスポーツボランティア活動の推進

6 文化振興

○ 伝統文化の継承と芸術の普及をめざす芸術・文化振興

教育目標

郷土の歴史的・文化的遺産や伝統文化、古文書などを継承・保存し、それらを活用して創造的な芸術文化活動の活性化を図る

行動計画

(1) 安曇野の自然や文化の次世代への継承

- ①自然環境の継承と共生の推進
- ②歴史的・文化的遺産の継承推進
- ③文化的景観保存への働きかけと歴史的建造物・まちなみの保存推進

(2) 安曇野の文化を次世代に伝承

- ①先人・文化人の顕彰と美術作品、学術資料の計画的な収集促進
- ②郷土芸能や衣食住文化の保存・継承推進
- ③学校における芸術文化教育の充実と地域文化に関わる人材育成・世代間交流の促進

(3) 安曇野の文化の積極的開示と展示

- ①基幹美術館・博物館の整備、芸術文化施設の整備・充実促進
- ②既存公共施設を有効活用による文書館・考古館などの確保策の検討と設置
- ③芸術文化施設の特色ある事業運営促進と各文化施設のネットワーク構築と活用
- ④市民の芸術鑑賞機会の拡充と市民活動の発表の場の提供・育成支援の推進

(4) 安曇野の文化財の保護と活用

- ①有形・無形の文化財の保護保存と活用促進
- ②遺跡・史跡の発掘・調査・研究・保護と発掘調査成果の活用促進
- ③安曇野市内に残る古文書などの歴史資料や旧役場時代の歴史的公文書の保存・活用推進
- ④民俗資料の保存・活用促進
- ⑤資料の早期デジタル化を進め、デジタルアーカイブ構築を促進

(5) 新しい安曇野の文化の育成

- ①芸術文化団体との連携強化と市民協働による地域文化の高揚
- ②観光振興との連携や文化交流事業の促進
- ③安曇野文化財団と連携した事業推進

7 図書館

○ 多様化する市民の「学び」のニーズに応える図書館

教育目標

市民へ質の高い情報を提供できる「学習センター」「情報のセンター」「文化センター」として、生涯学習を進める上で市民の要望に応える図書館の確立

行動計画

(1) 新鮮な資料や最新の情報の市民への提供

(2) さまざまな「学び」の場としての図書館サービスの充実

①個人やグループが気軽に学ぶことができる生涯学習の拠点として図書館が果たすべき基本的サービスの一層の充実

②市民の余暇活動を支援する体制の確立

(3) 「地域の教育力」を高める活動の推進

①子どもの多様な能力を伸ばすために学校や地域、家庭への学習支援

②市民の地域活動、生活、仕事などに必要な資料・情報の収集と提供

(4) 図書館利用に障がいのある人々への支援

①「図書館に来られない」「活字資料を読むことが困難」といった人々のための支援

②容易かつ効率的に資料・情報を利用できるための整備・拡充

③対面朗読、配本などのサービスの充実

(5) 安曇野市の歴史文化の伝承

①地域文化の掘り起こしや継承のための郷土資料・情報の網羅的収集と保存

②新しい文化の創造に役立つ郷土資料・情報の整理・活用

(6) 市民の調査・研究支援体制の強化援助

①情報活用アドバイザーとしてのレファレンス(相談・調査)サービスの支援援助

②中央図書館と分館および他市町村図書館との連携強化による情報活用の充実

③インターネット予約の推進

8 教育を推進するための基本姿勢

○ この計画を着実に推進するために、次のことを重視して取り組みます。

(1) 計画推進と教育による「まちづくり」

教育を取り巻く状況は、近年一層厳しさを増しています。このような中で、質の高い教育を安定的かつ持続的に進めるためには、変化を恐れず、常に成果を検証・共有し改善につなげていく姿勢が求められます。

このため、教育の主役が市民であることを自覚し、市民一人ひとりが、「まちづくり」の最大の基本が「教育による人づくり」であることを共有し、計画実現に取り組むよう努めます。

(2) 教育にかかわる多様な主体との協働

安曇野市全体の教育力を高めるためには、市の行政のみならず、学校、保護者、地域、社会・文化・スポーツ等の諸施設、企業など社会を構成するすべての市民が、それぞれの役割と責任を自覚しこれを果たすとともに、お互いに連携し協力することが求められます。

また、困難な課題を抱える家庭には、行政がその役割を果たし支えていく配慮も必要になってきます。

このため教育にかかわる様々な情報を積極的に提供し、学校と地域、教育にかかわるあらゆる団体等との協働、連携を進めるコーディネーターの育成や、ネットワークの構築等、教育の環境整備にも努めていきます。

殊に、学校教育では、各学校において異なる実情や、児童生徒・保護者・地域住民等のニーズに応じた最適な教育がなされるよう教育現場における主体性、創意工夫を一層促す努力を進めます。

(3) 適切な評価・点検による実効性の確保

取り組みの着実な推進のために、計画の進捗状況を把握し、効果や課題を検証し、評価を行います。評価の結果は、市の広報やホームページ等により、市民に公表します。同時に広く市民の声を把握、集約、検討して主役である市民の声を反映できるよう努力し、計画の実効性を高めていきます。

(4) 計画の見直し

計画の実行過程で、大きな変化や必要が生じたときは、計画期間中においても必要に応じて計画の見直しを行います。

(1) 共催・後援教育長専決事項報告

教育部生涯學習課共催・後援台帳(平成27年度4月定例会専決事項)

No.	受付日	所管	年度・回次	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H26	H25	H24	所管課意見
4	200 H27.3.17	社会教育担当		フラワースクール彩 作品展	吉江 義智代	フラワースクール彩 後援	サークル活動を通じて、地域にのびのび、一人でも多くの女性に花に親しみ、花に親しんでもらう機会を設けたい。	3月3日	平成27年4月25日(土)～26日(日)	3月17日	過去承認	〇	3月17日	陸山公園研究ホール	フラワースクールの年1回の作品展を通じて、地域の方々にサークル活動を知っていただき、花に親まれ、花の良さを知ってもらい、地域を越えた花での仲間作りをしたい。	1人または2～3人で1つの作品を出展。 入場料：無料。		H25	H24	H23	基礎第4条第2号により可
4	1 H27.3.10	スポーツ推進担当	第59回	長野県軟式野球連盟安曇野支部(安曇野市体育協会軟式野球部) 中値地区予選会	支部長(部長) 阿部 恒男	長野県軟式野球連盟安曇野支部(安曇野市体育協会軟式野球部)	中値地区に活動の拠点を置く社会人チームが参加し、賞金を目的とする大会ではなく、スポーツの普及と向上に寄与する大会であるため。	3月9日	平成27年5月18日(土)～17日(日)	4月10日	過去承認	〇	4月10日	安曇野市営総合運動場	全国大会に通じる構想大会開催を通じて、一般社会人のスポーツに親しみ、機会を得ようし、生涯スポーツの普及と向上を図る。	試合方法：トーナメント戦、参加費：1チーム20,000円。		〇	〇	〇	基礎第4条第2号により可
4	2 H27.3.10	スポーツ推進担当	第45回	中値日本地区連対中軟式野球大会 安曇野市予選会	支部長(部長) 阿部 恒男	長野県軟式野球連盟安曇野支部(安曇野市体育協会軟式野球部)	市内中学校のチームのみが参加し、賞金を目的とする大会ではなく、スポーツの普及と向上に寄与する大会であるため。	3月9日	平成27年5月23日(土)～24日(日)	4月10日	過去承認	〇	4月10日	安曇野市営総合運動場	全国大会に通じる構想大会開催を通じて、少年層からスポーツに親しみ、機会を得ようし、以って青少年の健全育成を図る。	試合方法：トーナメント戦、参加費：1チーム45,000円、2チームが中値予選に出場。		〇	〇	〇	基礎第4条第2号により可
4	3 H27.3.10	スポーツ推進担当	第34回	県立軟式野球選手権大会 安曇野市予選会	支部長(部長) 阿部 恒男	長野県軟式野球連盟安曇野支部(安曇野市体育協会軟式野球部)	市内小学生を主体としたチームのみが参加し、賞金を目的とする大会ではなく、スポーツの普及と向上に寄与する大会であるため。	3月9日	平成27年7月18日(土)～19日(日)	4月10日	過去承認	〇	4月10日	明科総合グラウンド	北信越大会に通じる構想大会開催を通じて、児童層からスポーツに親しみ、機会を得ようし、以って青少年の健全育成を図る。	試合方法：3チーム総当たり戦、参加費：1チーム5,000円、1チームが中値予選会に出場。		〇	〇	〇	基礎第4条第2号により可
4	4 H27.3.10	スポーツ推進担当	第7回	第7回全日本少年(中学)春季軟式野球大会 安曇野市予選会	支部長(部長) 阿部 恒男	長野県軟式野球連盟安曇野支部(安曇野市体育協会軟式野球部)	中値地区中学校のチームが参加し、賞金を目的とする大会ではなく、スポーツの普及と向上に寄与する大会であるため。	3月9日	平成27年8月29日(土)・30日(日)・9月5日(土)	4月10日	過去承認	〇	4月10日	安曇野市営総合運動場	全国大会に通じる構想大会開催を通じて、少年層からスポーツに親しみ、機会を得ようし、以って青少年の健全育成を図る。	試合方法：トーナメント戦、参加費：1チーム12,000円、優勝チームは長野県代表決定大会に出場。		〇	〇	〇	基礎第4条第2号により可
4	5 H27.3.10	スポーツ推進担当	第8回	東日本軟式野球大会第2部28年度代表 中値地区予選会	支部長(部長) 阿部 恒男	長野県軟式野球連盟安曇野支部(安曇野市体育協会軟式野球部)	中値地区に活動の拠点を置く社会人チームが参加し、賞金を目的とする大会ではなく、スポーツの普及と向上に寄与する大会であるため。	3月9日	平成27年9月19日(土)～20日(日)・21日(月)	4月10日	過去承認	〇	4月10日	安曇野市営総合運動場	全国大会に通じる構想大会開催を通じて、一般社会人のスポーツに親しみ、機会を得ようし、生涯スポーツの普及と向上を図る。	試合方法：トーナメント戦、参加費：1チーム20,000円、代表チームは長野県代表決定大会に出場。		〇	〇	〇	基礎第4条第2号により可
4	6 H27.3.10	スポーツ推進担当	第6回	東海五県軟式野球大会28年度代表 中値地区予選会	支部長(部長) 阿部 恒男	長野県軟式野球連盟安曇野支部(安曇野市体育協会軟式野球部)	中値地区に活動の拠点を置く社会人チームが参加し、賞金を目的とする大会ではなく、スポーツの普及と向上に寄与する大会であるため。	3月9日	平成27年9月26日(土)・27日(日)・10月17日(土)	4月10日	過去承認	〇	4月10日	安曇野市営総合運動場	全国大会に通じる構想大会開催を通じて、一般社会人のスポーツに親しみ、機会を得ようし、生涯スポーツの普及と向上を図る。	試合方法：トーナメント戦、参加費：1チーム20,000円。		〇	〇	〇	基礎第4条第2号により可
4	7 H27.3.17	スポーツ推進担当		長野県高等学校女子バレーボール大会	長野県体育協会 宮坂 栄治	長野県高校バレーボール大会 後援	県校生の中で、すばらしい技術の披露を期待しています。	3月16日	平成27年5月3日(日)～3日(火)	4月10日	過去承認	〇	4月10日	豊科勤労者スポーツセンター	県内外の高校女子バレー部が試合を通じて技術・集中力の向上を図る。	参加費：無料、照明代・使用料：1チーム1日500円。		〇	〇	〇	基礎第4条第2号により可

教育部生涯學習課共催・後援台帳(平成27年度4月定例会專決事項)

[illegible]

教育部生涯學習課共催・後援台帳(平成27年度4月定例会專決事項)

№	受付日	所管年度・回数	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H25	H24	所管課意見
4	14・H27.4.13	社会教育担当	2015年憲法記念日講演会	平和憲法を守る安野の会 会裏代行 松野好智	平和憲法を守る安野の会 守る安野の会	後援	これまで、当会の開催行事には後援をいただいていたため。	4月10日	平成27年5月3日(日)	○ 過去承認	○	4月16日	豊科ふれあいホール	戦争70年の今年、戦後をまえてきた日本国憲法に今日の役割について講演いただき、戦争はだめだということや憲法が文書だとすることを学ぶ。	テーマ:「戦後70年日本国憲法の行くところ」 講師: 池上洋通(自治体問題研究所理事・元千葉大・自治医科大学・法政大学講師)	○	○	基礎課条第2号により可
4	15・H27.4.14	社会教育担当	池田鈴子先生の講演会	食の寺子屋 代表 葉林 明子	食の寺子屋	後援	大勢の方に食の大切さを知っていただきたい。	4月14日	2015/5/29 9時～12時	○ 過去承認	○	4月16日	総合総合体育館 サブアリーナ	食育についての講演会を開く	池田鈴子先生講演会を開く テーマ:「食育がもたらすもの」 大人800円/人	○	-	基礎課条第2号により可
4	16・H27.4.14	社会教育担当	平成27年度 明るい選挙啓発ポスターコンクール	長野県選挙管理委員会 委員長 湯沢 賢一 助	長野県選挙管理委員会 委員長 湯沢 賢一 助	後援	県内の小・中・高等学校、特別支援学校、福祉施設に広げ、児童・生徒に広く作品を募集し、政治・選挙への意識を高めてもらうため。	4月14日	平成27年5月7日(木)から8月24日(月)	○ 過去承認	○	4月16日	県内一円	選挙で充実した生活を送ることができ、立憲政治が行われるためには、立憲な政治が行われなければならない。そんな、明るい選挙が行われることが最も大切。そこで、県内の児童、生徒のみならず、県民の皆さんから、明るい選挙の推進に役立つポスターを募集し、明るい選挙実現の一助とするものです。	「明るい選挙啓発ポスター」の作品募集、応募作品の審査(第1次～第3次審査)、優秀作品の展示	○	○	基礎課条第2号により可

教育部文化課共催・後援台帳(平成27年度4月定例会 専決事項)

No.	受付日	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H24	H25	H26	所管課意見
124	平成27年 3月18日	わくわくキッズコ ンサート	「ホッと」演義ボラ ンティア協会 牛山 正博	「ホッと」演義 ボランティア 協会	後援	公民館などにチラシ を置き、広くコン サートの宣伝をした ため。	平成27年 3月18日	平成27年 5月5日(火・祝)	松本市音楽文化 ホール	主に子連れでコンサート に行けない人のための 屋間のコンサート。	ヴァイオリン&ピアノ コンサート	-	○	○	取扱基準第4条 第2号により 可。
1	平成27年 4月3日	第12回 らい ちようの会吟音 祭	第12回 らい ちようの会吟音 祭実行委員会 大会長 小林 哲聖	第12回 らい ちようの会吟 音祭実行委 員会	後援	吟詠・剣舞・詩舞等 の芸術文化の発展 に貢献しようとして いることから、市教 育委員会からの支援を 得る中で更なる発 展に繋げられるよう 後援をお願いする。	平成27年 4月3日	平成27年 5月31日(日)	穂高交流学習セ ンター「みらい」	吟詠・剣舞・詩舞等の発 表を通じて自分自身の 研さんの場を提供すると 共に、一般市民にも観覧 して頂き青少年・後継者 の育成等更なる吟詠剣 詩舞道の発展に貢献す る。	吟詠・剣舞・詩舞	○	○	○	取扱基準第4条 第2号により 可。
2	平成27年 4月6日	第39回全国公 募IAC美術展	IAC美術会 会長 小穴 竹豊	全国公募団 体 IAC美術会	後援	39回展を成功させ るため。安曇野市で の開催のため、地 元に周知するため。	平成27年 4月6日	平成27年 6月17日(水)~ 28日(日)	安曇野市豊科 近代美術館	美術を通じて幅広く時代 の表現の興味を喚起し、 伝統的表現から未来の 可能性を追求し、優れた 人材を世に送り出す。	絵画、彫塑及び工 芸の展覧会	○	○	○	取扱基準第4条 第2号により 可。
3	平成27年 4月8日	第26回井上秋 澤を思ふ書道 展	井上秋澤顕彰会 会長 望月 白澤	井上秋澤顕 彰会 妙法寺	後援	初回から後援をも らっている。教育委 員会の後援がある と、名実ともに助か るため。	平成27年 4月6日	平成27年 5月16日(土)~ 18日(月)	妙法寺 (安曇野市穂高)	次世代の子ども達に、日 本の伝統文化の大切さ を伝えていくための書道 展。	井上秋澤の遺墨の 展示と、会員及び 地域の子どもたち による書道展	○	○	○	取扱基準第4条 第2号により 可。
4	平成27年 4月8日	わくわくキッズコ ンサート	「ホッと」演義ボラ ンティア協会 牛山 正博	「ホッと」演義 ボランティア 協会	後援	公民館などにチラシ を置き、広くコン サートの宣伝をした ため。	平成27年 4月7日	平成27年 7月6日(月)	ゆめひろば庄内 (松本市)	主に子連れでコンサート に行けない人のための 屋間のコンサート。	ヴァイオリン&ピアノ コンサート	-	○	○	取扱基準第4条 第2号により 可。

平成 27 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

学校教育課

教育総務係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み 備 考
教育委員会辞令交付式	退職者・市長部局への出向辞令交付式 3月31日 16:00～ 明科支所 4月1日付人事異動による辞令交付式・年度初めの式 4月1日 13:40～ 明科支所	
退職・退任校長関係 退職5名、転任2人	退職校長あいさつ 3月30日 13:00～市長室、14:00～ 市教育委員会 退職校長辞令交付式(明科支所) 3月31日 8:30～	
着任校長関係 新任	着任校長辞令交付式 4月1日 7:30～(明科支所) 着任校長の市長あいさつ 4月2日 9:00～(市長室)	
校長会関係	4月10日 第1回校長会〔郡市①〕 4月23日 安曇野市校長会〔市主催〕	

学校教育係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み 備 考
海外ホームステイ事業 事業委託先：(株)テツカ 事業額：7,336,127円	平成27年3月21日～30日 海外ホームステイ実施 派遣先：オーストラリア メルボルン 参加者：市内中学2年生（12人） 引率者：豊科南中 松島教諭 市教委 宮川主任 添乗員：(株)テツカ（2人） ・出発時に飛行機の遅れはあったものの、日程を一部調整し計画されたプログラムを修了した。 ・帰国時（安曇野市到着）の際には、元気な姿を見せてくれました。 ・4月24日提出期限として、参加生徒に参加報告作文の提出を依頼している。 ・同様にアシスタント委託業者、引率者（豊科南中 松島教諭）にも報告書の提出を依頼。	帰国報告会 開催日：平成27年5月31日(日) 午前10時～11時30分 会 場：新本庁舎4階大会議室 401・402 ・報告会の事前に参加生徒とのオリエンテーションが必要。 ・平成27年度事業については、プロポーザル方式による委託業者を決定予定。 ・日程、詳細は今後調整していく。
安曇野市立学校通学区域審議会	平成27年3月24日 第4回審議会 ・アンケートの結果について ・現状通学区域の設定について ・今後の方針について ・審議の結果、穂高区上原地区の通学区域を穂高西中から穂高東中に変更する方針を決定。 平成27年4月21日 第5回審議会 ・審議総括 ・答申書について ・4月22日答申 ・4月23日教育委員会定例会へ協議案件として提出。	

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み 備 考
いじめ防止のための基本的な方針	原案作成中	方針の細部検討と関係部局の確認及び連携の構築

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み 備 考
学校給食費の口座振替徴収事務開始 4月期引落とし(25日)		4月定例会 安曇野市学校給食費会計事務処理規程 一部改正

平成 27 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当

社会教育総務費事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
社会教育委員の会 予算額：350 千円	○穂高会館視察 4 月 13 日 場所：穂高会館	5 月 18 日 中信地区総会 5 月下旬 第 1 回社会教育委員の会 11 月上旬 第 2 回社会教育委員の会 3 月 第 3 回社会教育委員の会
成人式 予算額：3,803 千円		8 月、10 月、11 月実行委員会 11 月上旬 案内状発送 平成 28 年安曇野市成人式 平成 28 年 1 月 11 日
市制施行 10 周年記念 1/2 成人式 予算額：3,519 千円	○講演会講師選定 4 月 3 日 植松 努（うえまつ つとむ）氏 ・株式会社植松電機 専務取締役 ・株式会社カムイスペースワークス 代表取締役 ・NPO 法人北海道宇宙科学技術創成センター（HASTIC） 理事	4 月～6 月 学校との協議 10 月 21 日 1/2 成人式

生涯学習推進費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
安曇野検定 予算額：1,219 千円		4 月 21 日 打ち合わせ会議 5 月 28 日 ブラッシュアップ講座① 6 月 25 日 ブラッシュアップ講座② 7 月 26 日 ブラッシュアップ講座③ 9 月 13 日 ブラッシュアップ講座④ 9 月～10 月、安曇野検定準備講座 11 月～3 月 ブラッシュアップ講座 後期 ○平成 27 年度安曇野検定 平成 28 年 1 月 31 日
市民大学講座 予算額：1,304 千円		7 月 4 日 市民大学講座特別編 9 月～11 月市民大学講座信州大学編 12 月 6 日市民大学講座特別編 （人権のつどい）
インターバル速歩事業 予算額：1,721 千円		5 月 21 日 体験会 6 月～12 月 講座 13 回
日本語教室 予算額：400 千円	○開講式 4 月 3 日：三郷 4 月 4 日：豊科、穂高、堀金	毎週日曜、三郷のみ土曜日に開催 （明科休講中） 5 月 ボランティア講座① 6 月 ボランティア講座②
学校開放講座 予算額：223 千円		5 月～市内小中学校、高等学校で実施
美的カレッジ 予算額：120 千円		5 月～1 月 講座 7 回

人権教育推進事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
人権教育推進委員会・指導員会 予算額：2,088 千円	○委員の委嘱協議 4 月 23 日 教育委員会	5 月 12 日 小委員会 5 月 21 日 合同会議 2 月 23 日 小委員会 3 月 1 日 合同会議

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
地域人権教育協議会 予算額：906 千円		4月23日 第1回豊科地域人権教育推進会議及び研修会 4月24日 第1回堀金地域人権教育推進協議会 5月1日 第1回三郷地域人権教育推進協議会 5月8日 第1回穂高地域人権教育推進協議会 5月12日 人権教育啓発講演会 「あかしな・ヒューマン講演会」 5月28日 明科人権教育推進委員及び指導員合同研修会 11月9日 第2回 豊科地域人権教育推進協議会 2月9日 第2回穂高地域人権教育推進協議会 2月18日 第2回三郷地域人権教育推進協議会 3月8日 第2回堀金地域人権教育推進協議会
学社連携 人権教育授業参観 予算額：50 千円		6月19日 穂高東中学校CAP講演会 6月24日 豊科五校人権教育研修会 7月31日 三郷地域人権教育学社連携融合講演会 10月6日 人権教育授業参観及び講演会と 学校職員との懇談会 11月9日 豊科五校人権教育研修会 11月13日 三郷地域人権教育授業参観・研修会 11月 穂高人権学習授業参観 11月 堀金地域人権教育授業参観研修会
安曇野市企業人権教育推進協議会 予算額：2 千円		6月26日総会

中央公民館事業費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
公民館運営審議会 予算額：245 千円		第1回 5月下旬 第2回 7月 第3回 11月下旬 第4回 1月 第5回 3月
公民館長会	○第1回 4月13日 場所：明科公民館 内容：市公民館大会	毎月1回開催
安曇野市公民館大会 予算額：170 千円		5月17日 表彰 事例発表（光地区公民館） 講演（講師：飯田市公民館副館長木下氏）
安曇野市総合芸術展 予算額：347 千円		7月、11月、2月実行委員会 10月～11月作品選考 3月 総合芸術展
安曇野市公民館報 予算額：1,346 千円		6回発行

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
公民館条例・規則改正	○政策会議 5月13日 改正案趣旨承認	5月13日 政策会議 5月 教育委員会 5月 公民館運営審議会 5月 社会教育委員の会 6月 市民説明会 7月 法規審査委員会 9月 議会提案
豊科公民館耐震補強・大規模改修工事 予算額：760,744千円		○工期 平成28年2月29日迄
堀金公民館講堂工事 予算額：7,065千円	平成27年度 実施設計	平成28年度工事

平成 27 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当

青少年健全育成費事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
子ども会育成会支援 予算額：8,578 千円	○4月6日～10日 5地域子ども会育成会連絡協議会 ○4月14日 子ども会育成会連合会総会	6月、10月、3月 常任委員会 9月上旬 あづみっ子祭りへ参加 2月中旬 子ども会育成会連絡協議会
青少年センター 予算額：1,007 千円	○4月20日 第1回運営委員会	5月、6月、7月、11月、3月 運営委員会 8月、12月、3月 街頭巡回 10月 中信4市補導センター連絡会議
ジュニア・リーダー養成事業 予算額：570 千円		4月～5月 参加者の募集 7月下旬 泥んこドッジ大会 9月上旬 あづみっ子祭り 11月下旬 こども文化祭
集まれ！あづみっ子祭り 予算額：1,474 千円		7月中旬 ジュニア・リーダー、子ども会育成会連合会と内容検討 8月中 広報 9月上旬 祭りの開催
こども体験ショー 予算額：540 千円		8月下旬 出演者との打合せ 10月10日 環境フェアと同時開催
市制施行10周年記念 こども文化祭 予算額：304 千円		5月～8月 企画・運営方法検討 9月～10月 出演・出品者の募集 11月28日 文化祭の開催 場所：みらい（予定）
安曇野こども映画教室 予算額：906 千円	○4月13日～5月14日 参加者・ボランティア募集	5月23日 教室の実施 ～11月14日 11月28日 完成披露上映会

放課後・家庭教育推進費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
放課後子ども総合プラン運営委員会 予算額：276 千円		6月下旬 第1回運営委員会の開催 10月中旬 第2回運営委員会の開催 3月中旬 第3回運営委員会の開催
放課後子ども教室 予算額：8,407 千円	○4月13日～17日 小学校との打ち合わせ会議	5月13日 放課後子ども教室の実施 ～3月 2月中旬 地域連絡会議の開催
家庭教育支援事業 予算額：1,796 千円		5月～3月 情報誌ポケットの発行 9月 第1回家庭教育講座 11月 第2回家庭教育講座

児童館運営費

作成者：社会教育担当 小笠原 2015/04/20

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
児童館・放課後児童クラブ 予算額：172,825 千円	○児童クラブ入所随時受付け	8月下旬 南穂高児童館修繕工事 11月 入所説明会、入所申請受付け 12・1月 入所審査・調整 2月 入所決定通知書発送 3月 入所説明会

児童館整備事業費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
三郷児童館増築工事 予算額：126,105 千円		4月22日 入札 6月中旬 増築工事起工予定 1月下旬 増築工事竣工予定

平成 27 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課スポーツ推進担当

社会体育総務費事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
スポーツ推進委員会 予算額：2,412 千円		○第 1 回スポーツ推進委員会全体会 5 月 16 日 内容：平成 27 年度スポーツ推進事業計画等
各種競技会及び発表会出場者 激励金交付事業 予算額：1,000 千円		
市民スポーツ祭 予算額：1,500 千円		5 月上旬 第 1 回市民スポーツ祭実行委員会 6 月 28 日 第 6 回市民スポーツ祭総合開会式及びスポーツ交流会等
公式スポーツ施設整備計画	3 月 12 日 理事者説明 ・パブリックコメントの実施について 4 月 10 日（金）～5 月 11 日（月） パブリックコメント実施	5 月下旬 庁内・作業部会開催予定 6 月上旬 第 6 回公式スポーツ施設整備計画策定委員会開催予定 ・報告書原案作成 7 月上旬 第 7 回公式スポーツ施設整備計画策定委員会開催予定 ・報告書作成 7 月 教育委員会・理事者報告書提出予定 8 月 議会報告書提出予定

スポーツ振興事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
スポーツ教室等 予算額：7,319 千円		○嶋原清子ランニングクリニック 4 月 26 日・5 月 10 日 場所：堀金小学校 ○市町村駅伝大会 4 月 29 日 場所：松本市

報告

教育委員会定例会資料
平成27年4月23日
教育部 生涯学習課
課長：蓮井 昭夫 担当：臼井 隆昭
内線 763-221

報告事項	安曇野市公式スポーツ施設整備計画のパブリックコメントの実施について														
要旨	安曇野市公式スポーツ施設整備計画は、スポーツ振興計画における施策のひとつである「公共スポーツ施設の整備・充実」を具体化することを目的に定めるものです。 計画の策定において、市民の皆さんの意見を反映するため、パブリックコメントを実施しております。 パブリックコメントでは、別紙資料を「安曇野市公式スポーツ施設整備計画（案）」として、提示しております。														
説明	安曇野市公式スポーツ施設整備計画については、昨年10月に策定委員会を発足し、5回の策定委員会を開催しました。 第5回の策定委員会では、公式スポーツ施設として整備する施設の優先順位を決定し、委員の皆さんから施設の規模（整備水準）に対する意見をいただき、それを盛り込む中で、パブリックコメント実施時に提示する資料を検討しました。 検討した内容を加味し、資料1「安曇野市公式スポーツ施設整備計画（案）」を作成しました。現在、その計画（案）を市民の皆さんに提示し、パブリックコメントを実施しております。 ○パブリックコメント実施期間（別紙1参照） 平成27年4月10日（金）から5月11日（月） 資料閲覧：生涯学習課、各公民館及び各支所地域課、 または市ホームページ ○今後の予定 <table border="0"> <tr> <td>・4月10日～5月11日</td><td>パブリックコメント</td></tr> <tr> <td>・5月中旬～5月下旬</td><td>パブリックコメントとりまとめ</td></tr> <tr> <td>・5月下旬</td><td>庁内・作業部会</td></tr> <tr> <td>・6月上旬</td><td>第6回策定委員会（報告書原案作成）</td></tr> <tr> <td>・7月上旬</td><td>第7回策定委員会（報告書作成）</td></tr> <tr> <td>・7月下旬</td><td>教育委員会・理事者報告</td></tr> <tr> <td>・8月</td><td>議会報告</td></tr> </table>	・4月10日～5月11日	パブリックコメント	・5月中旬～5月下旬	パブリックコメントとりまとめ	・5月下旬	庁内・作業部会	・6月上旬	第6回策定委員会（報告書原案作成）	・7月上旬	第7回策定委員会（報告書作成）	・7月下旬	教育委員会・理事者報告	・8月	議会報告
・4月10日～5月11日	パブリックコメント														
・5月中旬～5月下旬	パブリックコメントとりまとめ														
・5月下旬	庁内・作業部会														
・6月上旬	第6回策定委員会（報告書原案作成）														
・7月上旬	第7回策定委員会（報告書作成）														
・7月下旬	教育委員会・理事者報告														
・8月	議会報告														

安曇野市公式スポーツ施設整備計画（案）についてご意見を募集します

安曇野市公式スポーツ施設整備計画は、スポーツ振興計画における施策のひとつである「公共スポーツ施設の整備・充実」を具体化することを目的に定めるものです。

この計画（案）に対して、市民の皆さんのご意見（パブリックコメント）をお寄せください。

●対象

市内に住所を有するか勤務、通学する人。市内で事業などを行う個人や団体。または市体育施設を利用する人や団体など。

●閲覧方法

生涯学習課および穂高・三郷・堀金・明科公民館、各支所地域課、または、市ホームページで閲覧できます。

●提出方法

任意の用紙に意見、提言を日本語で記載し、個人の場合は、住所（または勤務先、学校名）・氏名・電話番号を、法人の場合は、法人名、代表者名、所在地、電話番号を必ず明記の上、郵送・持参・ファクス・電子メールのいずれかの方法で提出してください。

必要事項の記載がない場合や、電話、口頭による受け付けはできません。

●送付先

生涯学習課スポーツ推進担当

メールアドレス：shogaigakushu@city.azumino.nagano.jp

※5月6日まで

〒399-7102 安曇野市明科中川手2914番地1

TEL 0263-62-4565 FAX 0263-62-3525

※5月7日以降

〒399-8281 安曇野市豊科6000番地

TEL 0263-71-2467 FAX 0263-71-2338

●募集期間

平成27年4月10日（金）～5月11日（月）

●募集結果の公表

お寄せいただいた意見などの募集結果は内容を取りまとめ、市の考え方と共に公表します（提出者に関する情報は公表しません）。個々のご意見に対して直接の回答はしませんのでご了承ください。

●送付先

生涯学習課スポーツ推進担当

TEL 0263-62-4565

FAX 0263-62-3525

平成 27 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

文化振興係

文化振興事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
あづみの公園早春賦音楽祭 主催：あづみの公園早春賦音楽祭実行委員会	○第 11 回開催概要 ・期日 5 月 4 日（月） ・会場 国営アルプスあづみの公園 ・内容 園内 8 つのステージで、「早春賦」合唱、「吹奏楽の祭典」など多彩に開催。 ○事務局会議 ・期日 4 月 10 日（金） ○第 4 回実行委員会 ・期日 4 月 17 日（金）	○懸案事項 ・円滑な運営 ・小中学校の参加について調整 ・交通対策（駐車場、バス）
早春賦音楽祭本ステージ	○開催概要（教育委員会共催） ・期日 5 月 24 日（日） ・会場 穂高会館 ・内容 「早春賦」合唱、ゲストステージ（松井敦子）他	
信州安曇野薪能 主催：信州安曇野薪能実行委員会	○第 25 回（平成 27 年度）開催概要 ・期日 8 月 22 日（土） ・会場 明科龍門湖公園特設能舞台 ・演目 能「花月」「松風」「石橋」、狂言「（未定）」 ○第 1 回実行委員会 ・期日 4 月 24 日（金）	○懸案事項 ・第 25 回（H27.8.22）の運営について（控室等に制約生じる見込み）
東京藝術大学による楽器演奏指導	○平成 27 年度事業について（開催予定） ・6 月 6 日（土） 演奏指導・合同コンサート 11 月 8 日（日） 演奏指導 2 月 7 日（日） 演奏指導 ・合同コンサート広報	○懸案事項 ・合同コンサートの準備
安曇野市美術館博物館連携事業 主催：安曇野市美術館博物館連携事業実行委員会	○27 年度実施予定事業 ・スタンプラリー ・ギャラリートークリレー ・学芸員研修会 ・学校ミュージアム ○第 1 回実行委員会 ・期日 5 月予定 ・参加館集約中	○懸案事項 ・事業計画立案→実行委員会資料作成
安曇野紙ヒコキ大会	○紙ヒコキ教室 ・4 月 11 日（土） 豊科南社会体育館 30 人 ○大会 飯沼飛行士顕彰のため、「神風号」のクラスを設けて開催 ・4 月 12 日（日） 豊科南部総合公園 30 人	○懸案事項 事業のあり方について検討
「安曇野文化」刊行	文化課が、当面の間、事務局を担当 ○刊行委員会・編集委員会 ・期日 4 月 16 日（木） ・内容 27 年度計画について他	
資料受納・収集・整理事務	○美術品選定委員会 ・第 1 回会議を 6 月までに開催予定	○懸案事項 ・選定委員の人選 ・穂高陶芸会館、飯沼飛行士記念館の目録整備 ・データベース化についての検討
指定管理施設修繕	○豊科近代美術館漏水対策工事 ・4 月 24 日（金） 担当者（財産管理課・美術館・文化課）打合せ	○懸案事項 ・工事と館事業の調整、安全対策
博物館協議会	○第 1 回会議 ・期日 5 月 21 日（木） ・内容 26 年度事業の報告他	

作成者：文化振興係 山田 2015/04/20

高橋節郎記念美術館事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
企画展「うるしのみらい」	○展覧会概要 ・会期 7月18日（土）～9月13日（日） ・高橋節郎に学び、現在、国内外で活躍中の方々の作品を展示。 ○開催準備 ・出展作品の調整	○懸案事項 ・修繕工事との調整
そば猪口アート公募展	○打4回事業（平成27年度）について ・広報 ポスター・ちらし・雑誌等で周知 ・受付 7月1日（水）～20日（月）	○懸案事項 ・公募要領等の周知
節郎忌	○概要 ・期日 4月19日（日） ・内容 友の会主催。献花その他。	
主屋差茅工事 漏水対策工事	○平成27年度工事 ・内容 主屋差し茅工事（南西面） 本館2階漏水対策工事他 ・期間 5月中旬～7月下旬を予定	○懸案事項 ・事業との調整、安全対策
安曇野アートライン	○平成27年度について ・高橋節郎記念美術館が平成27年度代表館 （会長：安曇野市長、事務局：安曇野市商工観光部） ○総会 ・期日 5月22日（金）	○懸案事項 ・事業の企画・調整

平成 27 年度事業進捗状況 4 月定例教育委員会報告（懸案事項等）

文化財保護係

文化財保護事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
文化財事業補助金申請事務 手続き	例年、補助事業を実施している無形民俗文化財の保存 伝承関係、文化財維持管理関係については、既に申請 を受け付け開始している。	文化財の改修については、内容につ いて協議が必要
A7 号墳説明板設置	説明板内容の検討中。	土地所有者と協議が必要
民家調査	昨年度までの調査結果報告会を実施。 今後の活用方針について協議。（4/21） （梅干野文化財保護審議委員、建築士会）	今後、資料の活用方法について検討
古文書整理作業	飯沼家文書の借用 百瀬家文書調査 藤森家（おやかた）文書、藤森家（お頭）返却	H27 年度古文書調査内容の確認
文化財保護へ向けた 啓発活動	広報への文化財コラムの掲載	
市制施行 10 周年記念事業 あづみのフィルム アーカイブ事業	市民協働事業のため、この提案者である三好氏と打合せ を実施。（4/2） 事業仕様書、今後のスケジュール等について検討。	4 月 27 日までに仕様書等の内容を確定 させ、業選案件として提出

埋蔵文化財発掘調査事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み 備 考
他谷遺跡（穂高 牧） 28 号住居址遺物整理	報告書は刊行されているが、28 号住居址については、出 土遺物が大量であったため、遺物復元、遺物実測等がで きていない。貴重な時期でもあるため、改めて整理作業 を行なう	復元及び実測
穂高神社境内遺跡 保護協議	H27 穂高支所建て替えに伴う穂高神社境内遺跡につ いての保護協議	支所取り壊し後、効率よく調査が進む よう情報共有をはかり、定期的に打ち 合わせをもつ
新林遺跡発掘調査（準備）	HDS と数回にわたる協議を実施。 市が発掘調査事業を HDS から受託。4 月 27 日から重機に よる表土はぎを行なう。	5 月連休明けから、発掘作業開始。 終了は、6 月中旬の予定。
埋蔵文化財包蔵地内等での 開発に対しての工事立会	一般開発・公共事業に伴う工事立会い	開発業者との連絡調整
文化財保護法 93・94 条関係の事務	周知の埋蔵文化財包蔵地内で開発が行なわれる際の 届出・通知受付事務	
試掘調査の実施	一般開発に伴う試掘調査 2ヶ所（明科遺跡群上郷遺跡、 宮脇遺跡…穂高）	開発業者との調整
公共事業に伴う 埋蔵文化財保護啓発活動	掲示板掲載による啓発活動	5 月末から 6 月初めに埋蔵文化財保護 関連の研修会を実施。

文化財保護事業等報告(平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月)

文化財保護

事業	内容	備考
文化財調査	■民家調査 →H24・25 に引き続き市内の民家について調査を実施。今年度が最終年。市内で比較的古民家が残る豊科飯田地区、重柳地区において文化的景観という観点からの総合調査と、地区を代表する飯田家、轟家の詳細調査を実施。安曇野市建築士会に委託。 ■狛犬調査 (H26/H27 調査 H28 報告書刊行予定)	
文化財調査委員会	■市指定文化財パトロールの実施	
古文書等の調査	■文化財資料センターで調査を継続。 ■「潮神明宮文書」 →平成 26 年 12 月 文書目録発行。 ■「藤森家(おやかた)文書」 →平成 27 年 3 月末 古文書目録発行予定。 ■「百瀬家文書」 →調整中。	市内の各所に眠る古文書を探し、記録保存を進め、古文書データベースに登録する。
天然記念物・稀少野生動植物保護	■各種開発行為に関わる保護協議の実施 →国道・県道等に関わる保護協議と移植等の実施。 ■特別天然記念物「カモシカ」滅失届 ■天然記念物所有者に対し、枝折れ倒木等危険防止のための啓発(通知送付と一部課題の聴取) ■「旧浄心寺のクロマツ・カヤ・イチョウ」の樹木医診断 ■松枯れ防止対策(アンプル注入) ■アメリカシロヒトリ対策(フェロモントラップの試行)	公共事業照会により把握し対応
安曇野市所有文化財の維持・管理	■岩原安楽寺大門の松、上原古墳、前の髪古墳、穂高古墳群 B13 号墳などの除草作業を実施。	
古墳周辺の支障木の伐採	■陵塚(穂高古墳群 A1 号墳)、犬養塚(A6 号墳)周辺のアカマツ等支障木の伐採	
指定文化財以外の史跡等の標柱建て替え事業	■「いわれの地」標柱設置事業 有明演習地説明板の建て替え 学校跡地、郷倉跡地等市内7か所の標柱建て替え	
文化財保護事業補助金	■指定文化財の所有者・管理者が実施する文化財保護事業に対して、「安曇野市文化財保護事業補助要綱」に基づき補助金を交付。平成 26 年度は 18 事業に交付決定。	指定文化財保護のため、要綱に基づき補助金を交付
指定・登録文化財の修理・現状変更ほか	■国天然記念物「中房温泉の膠状珪酸および珪華」 現状変更申請 (中房神社鳥居建て替え) ■国重文「松尾寺本堂」破損修理 ■国登録「宮澤家住宅 味噌蔵等」現状変更申請	

	■国登録有形文化財「法蔵寺鐘樓門」修理 ■登録有形文化財「高橋家住宅」茅さしかえ工事 ■市指定文化財 「有明山神社の裕明門ならびに手水舎」破損修理 「雲龍寺 本堂」「雲龍寺 山門」破損修理	
文化財保護に向けた啓発活動	■広報への文化財コラムの掲載(博物館と交代で) ■出前講座「安曇野の文化財」(穂高等々力、豊科光) ■「社会科」実技講習会『中房温泉の文化財』について(市内の小中学校教諭対象の講座)	

埋蔵文化財発掘調査

事業	内容	備考
一般事業者による開発と埋蔵文化財	■埋蔵文化財包蔵地照会 ■埋蔵文化財保護協議 ■試掘調査 4 件(2 月末現在) - 記録図面の整理及び出土遺物の整理 ■文化財保護法第 93 条の受付事務・意見書作成 65 件(2 月末現在) ■工事立会及び報告作成 ■発掘調査1件 - 明科遺跡群古殿屋敷第 2 次発掘調査の実施 ■埋蔵文化財保護のための周知	保護措置 (2 月末現在) 発掘調査 2 件 試掘 12 件 工事立会 92 件 慎重工事 2 件
公共事業と埋蔵文化財	■H27 年度以降実施予定の公共事業照会 84 事業(うち市 56) - 参考:昨年度は 110 事業 ■埋蔵文化財保護協議 ■試掘調査 8 件(2 月末現在) - 記録図面の整理及び出土遺物の整理 ■文化財保護法第 94 条の受付事務・意見書作成 32 件(2 月末現在) ■工事立会及び報告作成 ■発掘調査1件 - 芝宮南遺跡第 1 次発掘調査の実施 ■埋蔵文化財保護へ向けた周知	
学術調査	■穂高古墳群 F9 号墳(国営公園内)國學院大學調査) - 法第 92 条関係	
周知の埋蔵文化財包蔵地図の整備	■芝宮南遺跡について発掘調査により範囲確定し一覧表及び包蔵地図へ記載	

上原古墳発掘調査報告書の作成	■上原古墳出土金属製品(馬具等)の保存処理 ■遺物等整理作業(復元・実測、図面整理、写真撮影他) ■報告書作成	
他谷遺跡遺物整理	■他谷遺跡 D 地区 28 号住居遺物整理(注記・復元)	
埋蔵文化財保護に向けた啓発活動	■安曇野建設事務所共催研修会 「公共事業と埋蔵文化財保護について」 ■國學院大學主催の穂高古墳群 F9 号墳現地説明会への協力(あわせて E6 号墳の見学説明会の開催) ■芝宮南遺跡発掘調査遺跡説明会(穂高南小 5・6 学年対象) ■埋蔵文化財の保護についての啓発	

平成 27 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

文化課博物館係

郷土博物館事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
展覧会 1 第 31 回白鳥写真展 ～飛来 30 年の軌跡～ 2 夏季企画展 「興味津々あづみの FOOD」	○開催概要 ・内容：公募により白鳥写真作品を展示 会期：平成 27 年 4 月 4 日（土）～5 月 24 日（日） 会場：豊科郷土博物館 2 階展示室 後援：観光協会、アルプス白鳥の会、御宝田白鳥の会 ○開催概要 ・内容：安曇野の伝統食・郷土食を紹介する展覧会 会期：平成 27 年 6 月 27 日（土）～8 月 30 日（日） 会場：豊科郷土博物館 2 階展示室 共催：安曇野市商工会 ○関連イベント ・オープニングイベント 開催日：6 月 27 日（土） 内容 オープニングセレモニー、商工会による「結いそば」の振る舞い ・食器コンサート・講演会 開催日：7 月 4 日（土）午後 1 時～ 会場：豊科交流学习センター ・夏のお年玉 開催日：7 月 18 日ころ 内容：地域で販売されているお菓子等の振る舞い ・ギャラリートーク 開催日：7 月 11 日から 8 月 30 日のうち 5 日間 内容：展示協力店によるギャラリートーク ・郷土料理講習会 開催日：8 月 1 日（土）（予定） 会場：豊科保健センター 内容：昭和 30 年代のお盆の料理を再現する講座 講師：農村女性学習会	・出品作品（写真）の返却 ・返却期間 6 月 2 日（火）～6 月 30 日（火） ・展示内容の検討 ・商工会への共催申請 ・ポスター・チラシ等の印刷 ・広報あづみの等での告知 ・招待者の検討 ・「結いそば」の振る舞いについて商工会と調整 ・講演内容等の調整 ・講師・演奏者への依頼・調整 ・関係する菓子店との調整 ・農村女性学習会への講師依頼・内容調整
3 移動展 「速報 長野県の遺跡発掘 2015」	○開催概要 ・内容 長野県埋蔵文化財センターで毎年主催する「長野県の遺跡発掘」展について、豊科郷土博物館でも展示を行う。 当該速報展で展示した出土遺物のほか、松本平で出土した考古資料を借用し、展示する。 会期：平成 27 年 9 月 12 日（土）～10 月 18 日（日） 会場：豊科郷土博物館 2 階展示室 ○関連イベント ・記念講演会 開催日：9 月 20 日（日） 講師：石川日出志氏 （明治大学文学部長、日本考古学協会副会長） 演題：「信州の弥生文化と西日本」 ・文化財体験デー 開催日：10 月 10 日（土）又は 11 日（日） 内容 ・遺物整理等の体験 ・勾玉づくりの体験 ・遺跡報告会 開催日：10 月 3 日（土） 内容：市内の遺跡（明科古殿屋敷遺跡ほか）の発掘調査に関する報告	・関係機関への資料借用依頼 ・広報あづみのでの告知 ・講師との日程・内容の調整

講座 1 こたつを囲む博物館講座 (平成 26 年度事業) 2 講座 「縄文土器を作ろう！」	○開催概要 ・内容：常設展示室に再現した古民家のこたつで館長及び学芸員が研究の成果を解説する講座 - 日程：平成 27 年 1 月 24 日（土）～3 月 21 日（土）の土曜日に開催（全 9 回） - 時間：午後 1 時 30 分～（1 時間程度） - 講座のテーマと日程 「描かれた江戸時代の安曇野」 1 月 24 日（土）参加者 13 人 3 月 21 日（土）参加者 13 人 「弥次さん喜多さん安曇野の旅」 1 月 31 日（土）参加者 11 人 2 月 14 日（土）参加者 13 人 「おもしろ道祖神まつり」 2 月 7 日（土）参加者 11 人 3 月 7 日（土）参加者 7 人 「水田を夢見た田多井村の挑戦」 2 月 21 日（土）参加者 12 人 3 月 14 日（土）参加者 10 人 「もう一つの北村遺跡」 2 月 28 日（土）参加者 17 人 ○開催概要 ・内容：縄文土器を制作を体験する講座 - 日程：6 月上旬（制作） 10 月下旬（野焼き）	・この講座のために作成した資料等は今後の事業でも活用していく ・この講座は冬季に入館者の増加を図るために実施した。今後も小講座を企画していきたい ・広報あづみのへの掲載により参加者を募集
刊行物発行 1 「安曇野風土記Ⅱ」執筆 2 「博物館紀要第 2 号」刊行 (平成 26 年度事業)	○内容 ・市内のお祭りを取り扱う ・刊行は平成 27 年度 ・平成 25 年度に学校と連携して実施した事業の成果と夏季特別展「あの世展」に関わる論稿 ・平成 24 年度と 25 年度に開催した特別展「安曇野のお祭り展Ⅰ・Ⅱ」における三田村佳子先生及び倉石忠彦先生の講演会の記録 ・関係機関へは配付済み ・3 月 31 日より販売開始	・執筆した原稿の内容の検証等に時間をかけて精度を上げる ・平成 27 年度に発行する第 3 号は、平成 26 年度中に実施した特別展「安曇野のエジソンたち」及び「安曇野のいくさ」を中心に、学芸員の研究調査の発表の場としても位置付けていく。
ホームページ作成	○内容 ・平成 27 年度の事業の紹介等を掲載し、内容を充実させていく。	・内容の検討及び業者との契約
新市立博物館構想策定業務 1 第 5 回策定委員会の開催 2 第 2 回庁内会議の開催 3 第 6 回策定委員会の開催 4 第 7 回策定委員会の開催	○開催概要 ・4 月 23 日（木）午後 1 時 30 分～3 時 30 分 会場：明科複合施設 会議室 3 施設の整備方針について アンケートの実施について ・5 月 18 日（月）午後 1 時 30 分～3 時 30 分 会場：新庁舎共用会議室 303 ・5 月 28 日（木）午後 1 時 30 分～3 時 30 分 会場：新庁舎共用会議室 302 ・6 月下旬 会場：新庁舎共用会議室	・会議資料の作成（事前送付） ・市ホームページに開催予定を掲載 ・会議録、会議概要の作成 ・市ホームページに会議概要を掲載

郷土資料館事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み 備 考
穂高鐘の鳴る丘集会所の施設使用	○内容 ・郷土の歴史や文化に係る学習や青少年の健全育成に関する事業を行う市民等の利用に供する。	・4 月 11 日現在、8 月及び 11 月に 2 団体が使用予定

文化財資料センター事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み 備 考
文化財資料センターの修繕 1 外部ダクト等の修繕 （予算額：486 千円） 2 収蔵庫屋根改修工事 （予算額：1,620 千円）	○内容 ・1階外壁に取り付けられているエアーシャワーや換気扇等を撤去し、収蔵室の外気遮断性を高める。 ・収蔵室の屋根を改修して天井の雨漏りを防ぐ。	・業者選定後、契約 ・業者選定委員会への付議の上、入札

貞享義民記念館事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み 備 考
企画展示 1 第12回三郷美術会小品展	○開催概要 ・会期：3月3日（火）～3月22日（日） 三郷美術会の会員による個性豊かな作品を展示 入館者数 252 人	
講座 1 臨地講座 「水野氏と松本城下町①」	○開催概要 ・内容：水野氏の時代に完成したといわれる松本城下町を見学する講座で、今回は松本城と、その鎮護のために祀られた神社などをたずねる 日程：平成27年5月22日（金） 時間：午前9時～午後4時30分 講師：後藤 芳孝さん（松本城管理事務所研究専門員） 人数：20 人	・広報 206 号にて募集 ・見学場所などへの最終確認
2 古文書講座 「初めての古文書—古文書にみる貞享騒動—」	・内容：昨年度同様初心者にもわかりやすい内容から、貞享騒動に関わる古文書を読むことを目標に進める 日程：第1回6月6日（土） （予定）第2回6月20日（土） 第3回7月4日（土） 第4回7月25日（土） 時間：午後1時30分～3時30分 講師：青木教司さん（元松本城管理事務所研究専門員） 人数：30 人（予定）	広報 207 号にて募集 ・講師と詳細を打ち合わせ（日程、人数など）
3 義民をたずねて⑤ 「飯田・紙問屋騒動と紙産業の歴史」（仮）	・内容：飯田地域で起きた紙問屋騒動とこの地域の紙産業の歴史について、現地講師の講義を聴き、旧跡などを見学する 日程：6月11日（木） 時間：午前9時～午後5時（予定） 講師：飯田市歴史研究所研究員 人数：30 人	・現地調査の実施 ・講師の選定・依頼 ・詳細の検討 ・広報 207 号にて募集
ホームページのあり方を検討	○現況 ・あづみ野TVのホームページサーバーを利用し、更新はあづみ野TVに依頼している ・豊科郷土博物館を中心とした博物館のホームページに貞享義民記念館の概要等も掲載	・現行のあづみ野TVのサーバー上のホームページは当分の間維持する ・博物館のホームページの内容が充実した時点で現在のホームページは廃止する
両面チラシ増刷	○在庫 約 500 部	・印刷の手配をする

平成 27 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

図書館交流課 図書館交流担当

交流学习センター(施設)事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
穂高交流学习センター事業	○安曇野市制 10 周年事業の紹介展示 ・会期:4 月 15 日～6 月 21 日 ・会場:穂高交流学习センター交流ギャラリー	○安曇野市制施行 10 周年事業 アンサンブル藝弦出前(無料)コンサート ・期日:5 月 24 日 ・会場:新本庁舎
交流学习センター運営委員会		○交流学习センター運営委員会（第 1 回） ・期日:5 月 26 日(火) ・会場:穂高交流学习センター多目的交流ホール ・会議内容:平成 26 年度事業報告、交流学习センター整備について他

図書館事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
図書館事業	○新図書館基本計画の概要について（報告） 別添計画書の通り	○読書通帳 5 月 1 日から市内 5 箇所の公共図書館で希望者に配布開始 小中学校については、活用方法・配布方法の調整が整い次第配布予定